
平成30年 第6回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成30年12月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月11日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第103号、議案第104号、議案第83号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第90号、議案第91号、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第103号、議案第104号、議案第83号)

日程第3 議案の委員会付託

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鏝水 英一君	8番 熊懷 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 石井 良忠君 記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田箆 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君
人事秘書係長	河原 祐介君	地域振興係長	熊懷 真孝君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

3番、佐藤裕宣議員の発言を許可します。3番、佐藤裕宣議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 改めまして、おはようございます。3番、佐藤裕宣でございます。

議長のご許可を得ましたので、早速質問に入ります。

議会初日、厚生文教委員長の報告にありましたように、先月、厚生文教委員会より、6、7、8、3日間の日程で、長野県松本市、秋田県由利本荘市へ、議員として初めての視察に行っていました。松本市へは、文部科学省が推進するコミュニティ・スクール——学校運営協議会制度、ちょっと言いにくいので、以下、CSと表現をさせていただきます。そのCSに自治体として独自の運営方法で取り組み、成果を上げている信州型松本版CSをうきは市における参考にするべく、また由利本荘市へは小・中学校全国学力テストで毎年上位の成績を維持する秋田県の学力向上に対する取り組みについて、うきは市の子供たちの学力向上の参考にするべく、それぞれ担当者の話を聞いてまいりました。

せっかく市の予算を使わせていただいて視察研修に行ったわけですから、何かの形で還元しなければという思いと、またきのう、5番、竹永議員一般質問の中で、教育とは一朝一夕でできるものではないとの市長の答弁がございました。私も同感でございます。ただ、だからこそ理想の教育というものに向かって地道な研究、取り組みが必要ではないか。そういう観点から、きょうは松本市で研修を受けたCS制度について、まず最初の質問をさせていただきます。

CS制度に対する松本市の独自の取り組みについては、委員会調査報告書の中に詳細がありますので割愛させていただき、後で私の感想を述べさせていただきます。

松本市の独自の取り組みと申しましたが、文部科学省が推進するところのCSとは、地方教育行政法に基づいた、学校と保護者や地域の人たちがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるというものです。近隣の自治体を見ますと、小郡市、お隣の朝倉市、大刀洗町、筑前町などが既にこの制度に取り組んでいるようでございます。うきは市においては、まだこの取り組みがなされておきませんが、このCSについて市長はどう思われますか、見解を伺います。

それから2点目ですが、この制度にうきは市としても取り組んでいくのか。そうであれば、どういった形のCSをいつごろまでに具現化していくのか。CSにおける現在の検討状況と今後の方針について、それから、先ほど申し上げましたCSに取り組んでいる近隣自治体の成果、現状等について、わかる範囲でよろしいですのでお伺いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

ただいま、コミュニティ・スクールについて大きく2点の御質問をいただきました。

まず、コミュニティ・スクールに対する見解ということですが、うきは市教育大綱の基本施策の中で、子供たちの生きる力を育てる取り組みの1つとして、学校、家庭、地域の連携を

深め、子供たちを育てる環境づくりを推進することを掲げており、学校と家庭、地域が連携し、特色ある教育の取り組みや、よりよい学校づくりを行うことは大切なことだと考えております。

このような中で、コミュニティ・スクール——学校運営協議会ではありますが、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組みであり、地域とともにある学校づくりに寄与するとともに、学校を核とした地域コミュニティの活性化を図るものと理解をいたしております。

また、平成27年12月に取りまとめられました中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を踏まえ、学校運営協議会設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されていることも承知をしているところであります。

次に、うきは市におけるコミュニティ・スクールの検討状況と今後の方針についての御質問ですが、うきは市内の各小・中学校では、地域、保護者の学校に対する理解や支援があり、各自治協議会における子育てのための仕組みや、学校と連携した子育てと教育の集いなどが積極的に行われている状況にあると考えております。

このような中、平成27年度の文部科学省委託の全国調査において、コミュニティ・スクールを指定した市町村の理由としては、学校を中心としたコミュニティづくりの有効だと考えたから、学校支援活動の活性化に有効と考えたから、学校改善に有効と考えたからなどが挙げられております。一方、コミュニティ・スクール未指定の市町村の理由としましては、学校評議員制度や類似制度があるから、地域連携がうまく行われているから、既に保護者や地域の意見が反映されているからなどが挙げられております。

うきは市におけるコミュニティ・スクールの視点につきましては、福岡県教育センターと連携しながら、うきは市らしいコミュニティ・スクールのあり方について素案を検討いたしたいと思っております。一方、市の教育委員会や各学校では、地域と深いかかわりのある小学校の再編や平成32年度に小学校、平成33年度に中学校から全面実施となる新学習指導要綱を円滑に実施するための段階的取り組みを進めるとともに、社会を生き抜く力を児童・生徒につけるために、地域の企業等と連携したキャリア教育の充実、拡大を図りつつあります。当面、このような内容を優先しながら、うきは市らしいコミュニティ・スクールの導入について丁寧に検討を続けてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 危惧されるのは、国や県が推進するからといって、制度だけつくって成果が何もない、いわゆる形骸化するというのではないかと思います。予算も伴いますし、

それ相当の人的配置も必要になってくると思います。制度化するに当たっては、今回、視察を行った松本市など、CSにおいて先進的に取り組み、成果を上げているほかの自治体に学ぶことも重要なことだと考えております。確かに先ほど市長がおっしゃいましたように、制度化こそしておりませんが、うきは市でも既に各小学校区単位で地域の方によるさまざまな学校支援ボランティアの活動がなされています。

私ごとで恐縮ですが、息子が3人おります。3人とも、もう選挙権を持つ年齢になりましたが、いずれも小学3年生のときから地元の少年野球チームに所属をしておりました。指導者の方々は非常に熱心で、野球以外でもいろんなことを教わりました。一番よかったと思うことは、親である私や学校の先生以外の地域の大人たちとの触れ合いや交流があったこと、その方々の考えや教えに触れる機会があったことで、今でもその経験が生きていると感じるときがあります。

じゃあ、そういった環境にない子供たちはどうやって地域の人たちと触れ合う機会を持つのか。確かに、先ほど言ったようなさまざまな学校支援ボランティアの方々の活動に対しては敬意を表するものでございます。ただ、それらが全て継続的な子供と地域の大人たちとの触れ合いにつながっているのか、そこは一度検証する必要があるのではないのでしょうか。

私が今回の研修で一番印象に残ったことは、自分の子供や孫がいるわけでもないのに、地域の方が授業参観にお見えになるとの担当者の言葉でした。子供たちは地域の宝、住民の方にそういった意識が自然と備わっているからではないのでしょうか。そして、そういった住民の意識というものが、子供たちのふるさとに対する愛着心を育むとといったところにつながっていくのではないかと思います。そういったところも、松本市のこの制度に対する取り組みの成果の1つと言えると思います。

実は、最近非常にうれしいというか、ほほ笑ましい光景を目にしました。今月2日に行われた人権フェスティバルにおいてでございます。蓮池薫さんの講演が終わった後、講演目的で来られた方は別ですが、ほとんどの方が残られて、吉井小学校、妹川小学校、そして吉井中学校の生徒の人権学習発表を笑顔で楽しそうに見ておられました。機会がないだけで、そういう場所に行きたい、子供たちを応援したい、そういう方々は、うきは市にもたくさんいらっしゃるのではないかと。そのときの光景を見て、私はそう思いました。

では、どうやってその機会をふやしてやるか、それが行政としての役割ではないのでしょうか。例えば、小学校の運動会に地域の役員だけではなくて一般の人も参加できるような仕組みづくりをして、自分の子供や孫がいなくても、みんなで子供たちを応援する。大事なのは、そういう場をつくること。そういう機会を通して、より多くの地域の人たちに子供たちへの関心を持ってもらうことではないかと思います。こういったことは、地域の関係性が希薄と言われる都市部ではなかなかできないことだと思います。松本市では、昔から学校や子供たちを大事にする風土があ

ったとの担当者の方の話もありました。その点においては、先ほど市長の答弁にもありましたように、うきは市も同様であると私は思っております。その風土を生かして、また小さな自治体だからこそできる、こういった施策こそ重要であり、うきは市の特色の1つとしてアピールしていくべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

それからもう一つ、なぜ今こういったCS制度というものを国が推進しているのか、その目的と狙いとは何なのか。教育行政のトップとしての教育長のお考えも参考までにお伺いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） コミュニティ・スクールの設置権限が教育委員会にありますので、麻生教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） コミュニティ・スクールについてでございます。先ほど議員が言われておりますように、まさしく地域と学校が一体となって子供たちを育てていく環境をつくるということについては、私も異論のないところでございます。

実は、このコミュニティ・スクールを目指すに当たって審議会答申が行われたわけでございますが、その折に、私どもは全国都市教育長会のほうから意見のほうを出させていただいております。その一部を読まさせていただきますが、「地域とともにある学校」を目指すことについては異論はない。そのため、コミュニティ・スクールを導入することについても、基本的な方向性についてはそのとおりでであろうと。しかしながら、全国的に広めていくためには、地域性を考慮の上、柔軟な形態と多様性を認め、拙速な実施にならないよう配慮すると同時に、国としての予算的な裏づけを継続的に保障していただきたいという意見を述べております。

ですから、まさしく視察されました松本市は、このような松本市独自のコミュニティ・スクールをつくられてあります。これは文部科学省の言うコミュニティ・スクールじゃないわけですが、私としましては、そういったことも視野に入れながら、先ほど市長が答弁されましたように、福岡県の教育センターのほうと連携してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 研修の際、CSの仕組みの中で、我々市議会議員に求められる役割とはという質問をさせていただきましたところ、松本市では学校運営委員会に入っているいろんな提言をされている議員の方もおられるとのことでございました。

先ほども申しましたように、私の子供は、少年野球やいろんなことを通して、地域の方にお世話になりながら育てていただきました。何か恩返しとしてできることはないか、そういう意味に

おいても、このCS制度については今後うきは市がどのように取り組んでいくのかを注視していきたいと思っていますし、市議会議員として、また一市民として、できる限りの努力をさせていただきたいということを申し上げまして、この件に関しての質問を終わります。

2項目めの質問に入らせていただきます。

通告書にありますように、地域交通ネットワークについてでございますが、9月の決算委員会の折、市営うきはバス運営事業について、所管の企画財政課企画調整係に質問をさせていただきました。平成29年1月に出示された、うきは市行政改革推進委員会の答申書の中で、この事業は一部の地域に対する過剰なサービスになってはいないか。うきは市にはサービスが厚く、吉井町と比べ同じ市内でありながら不公平感があるのではないかなどの意見が出ているようだが、どういった運行の仕方をしているのかという質問に対して、旧浮羽町時代からの事業であり、西鉄バス撤退後の浮羽町域における生活交通確保のため民間業者に委託し、山春、大石校区を巡回する形で運行しているとの答弁でございました。

確かに吉井側から見て、千足から先は西鉄バスは運行しておりませんので、そういった措置は必要であると思っています。ただ、吉井町にも交通弱者、買い物弱者に当たる方は相当数おられると思いますし、またこれから高齢者の免許返上等の理由により、そういった方々は今後ますます増加していくものと思われまます。

まず1点目、その対策について市長の見解を伺います。

2点目ですが、これも決算委員会の折、質問をさせていただきましたが、市長に、いま一度お伺いをいたします。

うきは市ルネッサンス戦略の中で、高速バスとのアクセス強化、吉井・朝倉間の連絡バス運行実験とあります。また、ことし1月、西日本新聞の記事に、コミュニティバス市町村またぎ運行に県が助成ということで、吉井・朝倉インターチェンジ区間が対象地域として挙げられておりました。

それから、先日行われました第9回うきは市ルネッサンス戦略推進協議会の傍聴をさせていただきましたが、その折、前回第8回の会議の議事要旨を参考資料としていただきました。その中に、うきはから福岡都市圏へ通勤に高速バスを使えば、1時間圏内である。例えば、高速バス停の近くに市が駐車場を借り上げればいいという話が以前の会議で出されて期待していたが、なかなか進まない。東京から比べたら、2時間も3時間もかけて通勤をしている人がたくさんいる中で、うきはからは福岡に1時間で行けるとの委員の発言が載っておりました。この発言は、市長がまちづくりの柱として位置づけされているルネッサンス戦略、それを推進する副市長が副会長を務められている協議会の委員の発言でございます。パーク・アンド・ライドと言うそうですが、さきの2点とあわせて、この件も含めて実験、検討がなされたのかお伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、地域交通ネットワークについて、大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、交通弱者や買い物弱者対策についての御質問であります。議員も御承知のとおり、日本社会は急速に少子高齢化が進んでおり、高齢者人口比率の増大と高齢者の社会参加の拡大を背景に、高齢者の自動車運転事故や、それに呼応した運転免許証の自主返納数の増加等を含めて、公共交通がますます求められる時代となっております。

一方、特に地方部の公共交通の衰退は全国的に著しいものがあり、全国の交通事業者等においては、採算性が上がらないことから、赤字路線の整理・縮小が進んでいる状況であります。うきは市におきましても、社会環境が変化する中で地域住民の生活に必要な公共交通を検討する必要が生じていることから、平成20年にうきは市地域公共交通会議を設置し、市民の皆様や交通事業者の皆様とともに協議を行い、その方策としてコミュニティバスや乗り合いタクシーなどの公共交通の創設や試験運行に取り組んできたところであります。

今年度は、従来の地域公共交通会議に加え、庁内に副市長をトップとして関係職員で編成する交通政策会議を開催して、市内の公共交通の現状や課題について協議し、新しい移動手段の検討を進めているところであります。

現在、主に大石・山春地区を走るうきはバスや小塩・妹川地区を走るデマンドタクシーを運行しておりますが、住民の皆様にとって使い勝手のよい交通手段とはならず、利用者が伸び悩んでいるのが現状であります。これまでの空白を埋める、運ぶという視点から、暮らしていけるという視点に立って、車を使えない人にも最低限必要なお出かけができる環境を整えていくことが、今、私たちに最も求められていることではないかと、このように考えております。

そこで、うきは市では、地域包括ケアシステムを考える協議の場の中で、生活支援を含めた仕組みづくりを自治協議会の皆様と知恵を出し合い、鋭意進めているところであります。そのほか、うきは市内には社会福祉協議会や医療機関等が行う移送支援サービスや、市内のスーパーマーケットが行う移動販売車の取り組みや買い物客の帰宅送迎サービスなどが展開をされております。多様化する公共交通ニーズに対しまして、地域の実情に即した、いろいろな形態でサービスを提供し、交通弱者や買い物弱者対策を行うことが重要と考えておりますので、引き続き市民の皆様や事業者など関係者の皆様とともに、行政として実態に適した交通対策を講じてまいりたいと考えております。

2点目が、高速バス等とのアクセスを含めた交通ネットワークについての御質問であります。大分自動車道は本市における重要な交通インフラの1つとなっております。日田市と福岡市を結ぶ高速バスひた号は、現在1日46往復が運行され、福岡都市圏への通勤・通学等の利用を中心

に日常的に利用されております。平成27年9月に策定したうきは市ルネッサンス戦略におきましても、高速バスとアクセス強化を施策に掲げておりまして、交通ネットワークの強化によって都市部との連携強化や定住施策を推進していくことが重要であると考えているところであります。これまでも、福岡県地域交通体系整備促進協議会を通して、吉井営業所または浮羽発着の高速バス路線設定などを要望してまいりましたが、採算面から実施は困難とする回答を受けております。

そこで本年8月からは、朝倉インターから高速バスを利用する方にアンケート調査を行っております。利用実態や課題について整理したところ、うきは市民の利用が最も多く、家族の送迎で朝倉インターに向かっている方が最も多いという結果が出ております。さらに、利用者の多くが駐車場の拡大や確保を望んでいることが明らかになっております。この結果につきましては、朝倉市や日田バス株式会社、福岡県にも情報提供を行い、協議を継続していくことを確認しております。特に駐車場につきましては、朝倉市にとっても共通の課題であることから、協力してその確保に努めていきたいと考えているところであります。

今後も、市民の利便性向上や定住促進のため、高速バスとアクセス強化は重要な課題であると考えておりますので、関係団体と検討を行いながら、引き続き駐車場の確保やパーク・アンド・ライド方式などの方策を含めて、解決に向けて継続して取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 先ほどのパーク・アンド・ライドの件でございますが、ことしのルネッサンス推進協議会、それから、の中の去年の資料の中に、期待していたがなかなか進まないというふうに書かれておりました。その点について、何か具体的な取り組みというのはなされたんでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 高速バスの利用に関する御質問でございますが、朝倉市、それから日田バス株式会社、福岡県とも協議をする中で、イオンの甘木店、こちらのほうで店内の駐車場にマイカーをとめて、甘木インターの甘木バス停で高速バスに乗車をするという、いわゆるパーク・アンド・ライドの取り組みがなされてあるという話を伺っております。私もそのことは存じ上げてなかったんですけども、こういった取り組みが朝倉インターにおいてもできないかということを検討いたしまして、インター近くにありますホームセンターにお話を差し上げたところでございます。協議をさせていただいたところでございます。

ただ、なかなか同じような条件ということにはならず、どうしても現状ではそういった取り

組みは今は困難だということの結果を受けております。そのことに関しましては、朝倉市さんとも協議をする中で、今後もそれ以外の場所も含めて継続して検討していきましょうというようなことで、継続して朝倉市さんとも協力しながら、今後も確保に努めてまいりたいというふうなことで考えておるところでございます。

それから、イオン甘木店のほうで、そのパーク・アンド・ライドの事業をやっているということで、そういう話も聞きましたので、イオン甘木店のほうにもお伺いをさせていただきまして、そういった利用をうきは市民も知らない方もいらっしゃると思いますので、うきは市のほうからPRをさせていただいていいかというようなことも御相談を差し上げているところです。

ただ、まだ残念ながら、その回答をいただいていないというような状況でございまして、そういったところで、どうしてもうきは市だけの問題というわけでもなく、朝倉市にとっても同じような課題を持っておりますので、協力しながら今後も対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 今、さまざまなお願いとか取り組みをなされているということをお聞きいたしました。私はそこに、市長にぜひともトップセールスに、市長がみずからトップセールスで対応していただきたいというふうに思っております。私は、市長はトップセールスに大変積極的な方だと伺っておりますし、うきは市のブランド力が高まったのは職員の皆さんの努力もさることながら、市長のトップセールスによるところが大きいというふうにも思っております。

先ほどの議事録にありました委員の発言の中で私が着目したのは、以前の会議の中で出されて期待していたが、なかなか進まないという点でございます。期待していたというのは、市民の声、願いなのではないでしょうか。なかなか進まないというのは、言い方は厳しいですが、取り組みに対する本気度が不足しているからではないでしょうか。市長が、うきは市民のために誠意を持ってみずからお願いに行けば、もしかしたらそういう取り組みに対しても良好な結果が出るのではないかとこのように思っております。

それから、先ほど市長の答弁の中にありましたが、副市長が中心として進めておられる新しい交通政策とありました。その新しい交通政策とは何か、そのことをお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） ことしの5月からですけれども、交通政策会議というのを庁内で立ち上げております。これは、議員のほうから御質問がありました、当初の一番の、いわゆる地域の公共交通、いわゆる移動がなかなか困難な方を、移動手段をどうすべきかという問題、それから2番のところの、いわゆる高速バスとの連携関係、そういったものを広く関係の部署で協議を行

っているところでございます。

市内の交通弱者という言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、なかなか出かけることが自由にできない方の移動につきましては、現在、地域の協議の場というところでいろいろ御検討いただいているところに参加をさせていただきながら、行政としてできるところとかを含めていろいろお話をさせていただき、この会議の中で報告をしながら、それぞれの地域に合った、一番最適な効率的な移動についての検討を進めているところでございます。そういう中で、地域のアンケートをとりながら、どういった形が一番適切な運用ができるかというところを、検討が進んでいる地域もございまして、もう間もなくそういったのが試行的に車が動き出すというところもあります。

それから、保健課のほうで担当していらっしゃるけれども、つどいの場というのがございます。そこにお集まりいただくための交通手段について、車を活用し、またそのつどいの場に集まった方の中で、例えば買い物とか、そういう御希望のある方を近くのスーパー等まで御案内すると。そういったことも含めて、いわゆる家に閉じこもらない、外出をする、そして乗っていつて集まったところでまた楽しい時間が過ごせる。それから、なおかつそれに買い物等も御支援できる。そういったことも含めて、移動手段等について、これはうきは市全域について、今、検討を進めております。また、スクールバスの活用等についても、積極的に活用していただくような形で、今、検討を進めているところでございます。

それから、高速道路との連携につきましては、うきはから朝倉インターまでの連絡バスと申しますか、それは一応計画をして朝倉市とも協議を進めております。朝倉インターは朝倉市になりますので、うきはのバスが朝倉まで入ることになると、ちょっと行政を超えますので、そこは協議が必要になってくるわけですが、県のほうからは行政区域を超えて連携ができるということで応援をいただいているところです。

国道386号まで、朝倉インターを越えて386号まで行けば、そこを走る西鉄の路線バスとの連携もできるんじゃないか、高速のインターとももちろんできます。そういったことも含めて、逆に朝倉のほうからうきはのほうに走らせてもらえれば、高校の学校の通学とか、そういった利便性もまた出てくるんじゃないかということで、今、協議を進めながら試行をやっていこうという考えでございますが、もともとその路線につきましては西鉄バスが運行していたところでございまして、やはり利用者が少ないということで採算がとれないということで撤退した経緯もございまして、十分調査をやって、試行とかも、今、検討しているところでございます。

それから、先ほど、高速バスとの関係につきましては、企画財政課長のほうから答弁しましたとおりでございますけれども、高速バスが主に朝倉、杷木に停車するのは、日田バスが運行している高速バスが多うございまして、日田バスとの協議も行っておりますし、パーク・アンド・

ライドについても、こういった形が一番いいか。朝倉インター周辺が朝倉市になりますので、その土地をうきは市で購入するのか借りるのか、そういったところも含めて朝倉市と協議をし、共同で何らかの確保ができたらということ。

それから、先ほどホームセンターとの話も、すぐに行ってまいりましたけれども、これもなかなかホームセンター側の御理解というのは非常に難しいところもございます。そういったことも含めながら、今後、まず地域公共交通のあり方についてもう少し深めた検討をして、少しずつ成果に向かって出てきておりますので、これから議論をもう少し活発化させて実現に向けた取り組みをしていきたいと。

それから、庁舎間バスが、いわゆる吉井庁舎と浮羽庁舎の間を運行しております。これは合併に伴って利便性の確保ということで始まったと思うんですけども、これについても路線の検討、それから駐車場の検討等も含めて、もう少し利便性のあるものに変えていけないかということも含めて検討を進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） ぜひとも、こういう地域交通ネットワークについては、しっかりとした計画を立てて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

この件についての質問を終わらせていただきます。

次、3項目めの質問に入らせていただきます。

通告書にありますように、自治協議会制度でございますが、現在うきは市には各小学校区ごとに11の自治協議会がございます。うきは市では、もともと校区公民館が設置をされておりましたが、平成20年に吉井町にも各地区に校区公民館が設置をされ、うきは市全域において校区公民館活動が行われることとなり、平成26年度より各地区自治協議会として、活動内容はそのまま継承しながら新たな組織として生まれ変わったといえますか、設立に至ったというふうに認識をいたしております。

校区公民館が全市的なものになって、今年度で丸11年、自治協議会としては5年が経過するということでございます。この間における各役員、主事の皆様の御尽力に対しましては、心より敬意を表すものでございます。

先ほど、校区公民館から自治協議会制度に変わったのは平成26年度からと申し上げましたが、高木市長がうきは市長に最初に就任されたのは平成24年でございますので、就任されてから2年未満の間に校区公民館から自治協議会へと移行したことになります。5年前の移行当時の経緯とその目的、現在の自治協議会が当時の市長の構想どおりの運営になっているか、また今後、市長御自身はどういう運営の仕方が望ましいと思っておられるのか、見解を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、自治協議会制度の現状認識と今後のあり方についての御質問をいただきました。

各地区の自治協議会は、平成19年に制定されましたうきは市協働のまちづくり基本条例と、その理念を実現することを目的として、平成25年に制定されました、うきは市自治組織条例に基づいて平成26年度から発足をいたしました。発足2年目の平成27年度には、それぞれの地域が抱える地域課題を拾い上げ、その解決方法を明らかにしながら地域の向かうべき将来像を掲げた地域計画を策定し、その実現に向けてさまざまな活動を展開してきております。当初は、各地区の公民館組織が自治協議会へと移行したこともあり、組織の改編や規約の見直しなど体制づくりに一時苦慮された時期もありましたが、体制も定着してきていると思っております。そしてさらに平成29年度からは、市長の区長委嘱廃止を受けて、事実上の自治協議会と区長会の一体化が図られ、地域におけるセンターとしての位置づけが確立されたと、このように考えております。

昨年度あたりから組織体制が整ったことにより、各地区で地域計画に基づいた地域の課題をみずからの手で解決しようとする動きも出てまいりました。その反面、地域における自治協議会の存在意義が増してきたこともあわせ、頻発する災害に対する防災の取り組み、高齢者等を地域で支え合う地域包括ケアシステムの構築、行政区未加入対策を含めた地域コミュニティの推進等、さまざまな業務にかかわっていただくこととなり、自治協議会によっては事務局の運営が厳しくなっている面もあります。

自治協議会の支援につきましては、これまでも担当を中心として行ってまいりましたが、各地区で動き始めた「みずからの地域はみずからつくる」といった自治協議会活動が今後も発展していきますよう、全庁挙げてできる限りの支援や助言を行っていく考えであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 市長のお考えを聞かせていただいた上で、私の考えを述べさせていただきます、再度質問をさせていただきます。

自治協議会こそ、うきは市の将来を左右する組織であり、行政はもっとその運営強化に力を注ぐべきであり、運営に関して市長のリーダーシップが要求されるのではないかと考えています。

私のきょうの質問の1項目め、コミュニティ・スクールについて、議会初日の委員長報告にありましたように、松本市では学校支援ボランティアを統括するコーディネーターは、地域のことをよくわかっている公民館長だそうです。うきは市で言えば、自治協議会の会長です。

2項目めの交通弱者問題にしても、先ほど副市長のほうから自治協単位の取り組みを考えておられるとのことですが、いろんな取り組みをやるにしても地域の人々の協力なしには実現は難しい。そして、それをするために自治協議会があるのではないのでしょうか。今の自治協の体制で、コミ

ユニティ・スクールや全市的な自治協主体のコミュニティバスが実現可能でしょうか。自治協の役員によっては、行政からの押しつけ、そう感じられる方もおられるのではないのでしょうか。

ことしの5月ごろですが、私の地元で長年続いてきたあるイベントが、主催者のやむを得ない事情により主催をおりたいという話がありました。会合が持たれ、自治協の会長が2人、議員になったばかりの私も出席をしておりましたが、主催者側が来年からは自治協主催でやってくれないかと持ちかけたところ、現状の体制ではそれは無理ですとのことでした。お二人とも、やりたいのはやまやまだが、体制が整わない中で安易に引き受けても逆に迷惑をかけると思われたのではないのでしょうか。私を含め、地元の有志で存続に向けて動いておりますが、まだ先行きは不透明でございます。

まちづくりは住民の手によって行われるものでありますが、それがうまく機能するような施策を施すのが行政の役割ではないのでしょうか。いろんな方の話を聞かせていただく中で、地域おこし協力隊の皆さんを各自治協に配置して、彼ら、彼女らの豊富なアイデアを生かすことによって活性化を図ったらどうかというような意見もございます。そういった自治協の体制を強化するための人員配置及び必要な予算措置についてどう考えておられますか、市長の見解を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私が市長に就任したのが平成24年の7月15日でございます。私は、もともと公約として、今あるものを生かす。そこには地域資源と人、人材ということで選挙を戦ってまいりました。組織的には、私の就任の1日前、7月14日が九州北部豪雨災害で、うきは市も甚大な被害を受けまして、まず就任早々はこの被害からの復旧・復興に全精力を掲げ、そして26年あたりから私の描いた構想に照らし合わせた、今あるものを生かす取り組みをしました。

例えば、組織的にいきますと、26年4月に市長公室長付としてコミュニティ支援係とうきはブランド推進係を設置しまして、1年間の準備期間を経て、27年の4月に市民協働推進課とうきはブランド推進課をつくって今日に至っているということでもあります。ここで人を生かすという視点でいきますと、私は平成19年のまちづくり基本条例、市民の皆様お一人お一人が誇りを持ってまちづくりの主役となって、「みずからの地域はみずから築く」という地域社会を高らかにうたっております。

私は今からは、全て何でも行政がやるのではなくて、やはり各市民の皆さん、地域の皆さん、そして各種団体の皆さん、そして企業の皆さん、行政が、それぞれの特徴を生かして、それぞれ補完し合いながら、協力するような、この協働のまちづくりこそすごく重要だと、こういう認識でありました。もともと自治組織の改編については、怡土市長時代から進められていたんですが、私も全くそれは同感だということで進めてまいったところでもあります。

そしてさらに輪をかけますと、今、議会からもたびたび指摘をいただいているように、行政区

への未加入の問題であったり消防団員の加入がなかなか進まない、そういうこと等で、いわゆるコミュニティが非常に希薄になっております。そんな中で、待ったなしに、今、課題に上がっていたのが、やはりあの災害を受けて直後でありましたので、もうこれは地域防災計画を立てて、みずからの命はみずから守るといふ地域防災を強化しなくてはならないという課題が1つ。

それから、先ほども教育の問題をいただきましたが、やはり今まで捉えていた家庭、地域で子供を育てるといふ教育力が落ちている。これには、やっぱり子供が少なくなってきて子供会活動もできない、そういうことを何とかしなくてはならない。さらには、2025年問題といふか、地域包括ケアシステムを、今、構築し、進化する取り組みをさせていただいているんですが、やはり地域の支え合いづくりが今こそ必要だと、こういうことを考えて、今までの158の行政区、169の公民館分館ではとても対応できないような課題が山積している。したがって、それを統合して11の協議会を設け、そしてこの行政区と公民館活動を融合して、さらに先ほど行政の押しつけという話がありましたが、そういう時代ではありません。まさに協働してやっていく時代でありますので、区長への私の委嘱を解いたり、公民館長への教育委員会からも委嘱を解いて、まさにコミュニティ・ビジネスといふか、営業もできるような、経営も成り立たせるような基盤を整備して今日を迎えております。

先ほど答弁させていただいていますように、支え合いのまちづくりについて大きな機運が出てきております。今、欠けているのは、やはり若い人の自治協議会への参画とコミュニティ・ビジネス、そこがまだまだほとんどなされていない。私は、基本的に自治協議会の大きな目的は、一言で言うならば、支え合いのまちづくりと小さなことを仕事化する、稼ぐ、小さなことを仕事化する、これが自治協議会の大きな本旨だと、このように思っていますので、そういう視点で、さらに全庁挙げて支援をしていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） まさに市長が言われるような、そういった自治協を中心としたまちづくりを進めていかないとというのは、おっしゃることはわかっておりますが、ただ現状として、それができるような体制になっているのかということをおし上げていますのでございます。

2回目の質問の冒頭、申し上げましたが、この件につきましては市長のリーダーシップによるところが、やはり私は大きいのではないかと思います。自治協の役員に積極的に手を挙げる方がいない地区もあるということも耳にいたしますが、自治協がうまく機能していくには、どうしてもやはり役員の意欲というものも必要であろうと思っておりますし、一番の要点は、やはり市長もおっしゃられますが、地域の皆さん、そして市民の皆さんの自治協に対する関心と理解だろうと私は思います。

そのためには、5年を契機として自治協のあり方について一度検証し、足りない部分があれば

体制強化に必要な措置を行い、うきは市の発展のためには自治協組織の役割は非常に重要であるということ、自治協組織と一体となって、こういった、先ほど市長が言われました、うきは市をつくっていききたいんだということを市長みずから、職員ではなくて自治協の役員さんや市民全体に粘り強く説いていくといったリーダーシップが求められると思いますし、それは行政の長である市長にしかできないことであると思っています。

自治協議会制度は、まさにうきは市の根幹をなすとも言える制度だと思います。市長がリーダーシップを発揮して、今後も運営強化に取り組むと言われるのであれば、先ほどのコミュニティ・スクールと同様に、市議会議員として、また一市民として、微力ではありますが応援をさせていただきます。

時間があるようですので、市長、最後に何か一言お願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ぜひ御理解いただきたいのは、先ほど議員みずから行政の押しつけはだめだと。まさにそのとおりで、みずからの地域はみずからするということでありますので、自治協議会に我々がいたずらに組織に介入してやっていくと、まさに公務の職場になってしまうんですね。それは本旨に反する。やはり、みずからの地域はみずからやるという組織に向かって、私ども行政が縁の下の力持ちとして、陰になり、ひなたになって支援していく、そういう視点で全庁を挙げて支援をしていきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） それで自治協の発展がなされるのであれば、私は何も申しませんが、とにかくこれからの自治協について私も注視をしていきたいというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、3番、佐藤裕宣議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、8番、熊懷和明議員の発言を許可します。8番、熊懷和明議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 議長の許しが出たので、通告書に従って3項目の質問をさせていただきます。1、ため池について、2、農業政策について、3、湛水防除について質問させていただきます。

その前に、ため池については、きょうの新聞で「ため池管理を徹底、農水省、通常国会に法案提出」ちょっと読ませていただきます。同省は、農業用のため池の防災対策の強化を目指している。2019年度の概算要求に1,328億円を盛り込んだ。下流域の家屋に被害が出るおそれがある、ため池の廃止、代替水源確保の費用助成を拡充する考え。21年度までの3年間に集中して進めると出ております。その前に、11月20日の農業新聞に出ていたので、これは後でち

よっと読ませていただきます。

まず、1のため池について伺います。

袋野にあるため池の危険度を知るために、冠地区にある一の瀬ため池も、どんな危険な状態か知りたく、前議員の藤田さんに話を聞かせていただきました。うきは市も、早く被害が出ないうちに市内のため池の改修工事を急ぐ必要があると思います。そこで、1年前に袋野にあるため池については質問しました。そのときには、県・市はまだ大丈夫と言っていました。ことしの10月24日に袋野公民館で説明会がありました。そこでは、もう大変危険な状態になっていると、県の職員の判断は危険な状態に変わっていました。その説明会のことなど質問いたしたいと思いますが、先ほどの新聞のことをちょっと言わせてもらいます。

11月20日の農業新聞に、ため池防災対策で農水省が廃止・代替を後押し、安全確保へ助成拡充をすると書かれていました。農水省は、農業用ため池の防災対策の強化に乗り出し、西日本豪雨の被害を踏まえ、下流域に家屋などがあり被害が出るおそれのあるため池の廃止、代替水源確保に係る費用の助成を拡充する考え。定額助成を受ける場合、被害規模が大きいため池は補助額の上限を撤廃し、小さいため池は助成を新設する。先ほど言いましたけど、一連の措置は2019年から2021年度の3年間で集中的に進める方針だ。ため池の安全確保を加速させると書かれていましたので、農水省ため池防災対策を含んだところでの市全体のため池と関連しますので、お伺いします。

(1) ため池を廃止する代替について伺います。

市も、農水省のため池防災対策事業にあわせ進めるとしますので、(2) ため池廃止の実施をする場所、規模、順番、期日等の調査と決定について伺います。

○議長(櫛川 正男君) 答弁、高木市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま、ため池について大きく2点の御質問をいただきました。

まず1点目が、ため池の廃止と代替についての御質問であります。国では平成31年度予算の概算要求におきまして、既存事業であります農業農村整備事業、農業水路等長寿命化事業、防災減災事業の拡充として、ため池緊急対策を実施する予定としており、利用されていない、もしくは利用率が低く災害リスクの高いため池の廃止の強化、廃止に伴い必要となる代替水源の整備を実施可能とする事業の要求が行われているところであります。利用されていないため池でも、降雨等により貯水されるようなため池につきましても、決壊などにより下流に甚大な被害が発生するおそれがあるため池を防災重点ため池として位置づける検討も行われおります。また、受益者や受益面積が少ないため池につきましても、安全な施設として改修するには多大な費用が発生するため、ため池を廃止し、代替水源を整備することで受益者の負担軽減を図りつつ、災害リスクを軽減することも検討されております。これら国の動向を踏まえ、また県の指導、助言を受け

ながら、かんがい用水の確保、防災面の対応を図っていききたいと、このように考えております。

2点目が、ため池廃止の調査とその決定についての御質問であります。現在県から市町村へ、防災重点ため池を見直すよう依頼をされているところであり、ため池が決壊した場合、下流域に甚大な被害が発生するおそれのあるため池の選定作業を行っているところでもあります。県の情報では、国も同様に防災重点ため池の見直しを計画しており、今後、何らかの依頼が県を通じて実施されるものと思われま。ため池の廃止に係る国庫補助事業の要領では、災害発生の防止、安全管理または水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限られることとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件に全て該当することが条件となっております。

1つ目が、廃止するため池の貯水量の合計が1,000トン以上であって、総事業費の合計が800万円以上のもの。2つ目として、廃止するため池を埋め立て等により造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるもの。3点目に、地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。そして最後、4点目に、従前に農業用水を貯留する施設として利用されたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであります。

今後、国の動向を踏まえ、県とも協議しながら地元水利団体に説明を行い、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） まだ依頼がないということではありますが、さっき言っていました。今の新聞、農水省が3年間で進める話の前のことだと思います。多分、もうなっていくとは思いますが、その前のことに対してもうちょっと質問させていただきます。

袋野ため池は、今、危険な状態になっています。昨年より危ないので、洪水吐を下げてもらいたいという要望をしていました。なぜ下げてもらいたいかといいますと、昨年の質問の際に課長のほうから、斜樋の栓を下げ、普通、一、二メートルのところで水位は下げているという回答があったと思います。私は、それで大丈夫かなというところで受けとめておりました。

この前の大雨のときに、ため池まで見に行きました。そしたら斜樋の栓、あれは15センチ20センチの栓ですか、あれを抜いても大雨のときは何の役にも立ちません。もう満杯でした。洪水吐からは流れていました。ですから、私、見に行って電話したら、危ないからすぐ帰ってくれという話を受けて帰りましたが、結局斜樋の栓というのは、普通、少したまっているときに農業用に出すときの栓であって、雨水とか、雨が降っても役には立たないということでしょう。だから洪水吐を一、二メートル下げてもらえば、水位が半分になり、堤体から水漏れもあつてると、市長も28年ごろの質問で言っていたのをちょっと読みましたが、もうそのころから危ないとわかっていたんですから、洪水吐ぐらい下げてもらいたいと思いますよ。

そうしないと、この前、市長は避難をしていただきましたと言っていました。避難は、住民の

人に聞いたら、区長さんが無理にお願いしたけ、今度は行きましたと。あと行ってありませんと。結局、上が危ないのに早く逃げろ。財産置いて、そう簡単にお年寄りの人は避難しませんよ。結局、避難して、もし災害があつて、自分助かって寝ることもない、何もない。なら、私でもなかなか、家と一緒に流れた方がいいかなと感じます。そういうことがありますから、そういうことがないように、洪水吐など改修工事はまだすぐないでしょう。そういうことで、洪水吐は早く下げてくださいとお願いをしていました。その洪水吐を下げることについて、ちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 田代ため池につきましては、洪水吐を下げた貯水量を低位に管理してはどうかということで御意見もいただいております。土木関係といろいろ協議する中では、例えば既存のやつを下げた場合に、その取りつけ部分から、例えば水が入ったりして、そこを一気に破壊していくことも予想されます。そういう点から、洪水吐の改修については慎重になっているところでございます。

それから、田代ため池にかかわる件については、県のほうが水位管理システムを、今、開発中でありまして。大雨時の水位管理について、このシステムを設置したらどうかというお話も地元のほうにはしておりますけれども、その件については必要ないというふうな現在の回答を得ているということも聞いております。もともと田代ため池については改修の計画があるわけですが、いろいろな諸問題によってなかなか進展をしておりますけれども、諸問題の具体的な解決についても内部で検討しておりますので、今後対応をしていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 市長は、災害の大きさに対しての意識が薄いのかなと思います。

今も課長が説明していましたが、マップを見ればどれだけの被害が起きるかも明らかになっています。そこで、今、洪水吐をつくれれば、つくったところから漏れたりいろいろするから難しい。朝倉のほうでは、もうやっていますよ。そこも危ないんですか。もうそのぐらいの技術あるでしょう、と思います。もう優しく行きます。

そして職員が、袋野の地元の人の、現在は洪水吐を下げる必要はないと課長はおっしゃいました。さっき言いましたように、10月24日でしたかね、その説明会の折には、県・市と話中で、後で出ますけど、受益者負担金の問題もありますので、早急には進まないだろうと。であるならば、洪水吐を下げていってもらわないと、もう危ないですよという話をしましたよ。職員も知っていると思いますよ。そいき、進めていると思いますけど。そのときに、洪水吐を下げるのも受益者負担がかかりますと市職員が言いました、確かに。そらかかるでしょう。まだ、そこで

負担金で進まないのかということで、県のほうから、洪水吐の負担金は改良工事のときに後回しにせんと進まないよというアドバイスで、多分進んでいるものと私は思っておりました。そのことを市長はわかってないんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 田代ため池に関しては、今まで再三、議員から御指摘もされましたし、今回の西日本を中心とした豪雨災害が7月6日に起きたんですが、ここでも田代ため池、そして一の瀬ため池と、大変な状態でありましたし、その災害後には私も何度も国、県に、このため池の改修については要望をさせていただいているところでもあります。そういうことでもありますので、しっかり田代ため池については詳細な取り組み状況について、いま一度確認をして対応を図っていきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 洪水吐の件はよろしくお願ひします。そうしないと、一の瀬ため池3カ所ですね、「うえ、ちゅう、した」というのか「じょう、ちゅう、げ」というのかわかりませんが、一の瀬のため池は満杯に近くなったら入水口はとめられると。洪水吐から多く流せば、危険なところはありますが、回避できますと。袋野ため池は回避できないんですよ。上を閉めてもらえばいいですよ、もう入り込まないように。そうしたら、道路の下のほうの、今度、家屋のほうが危なくなりますから、水路なりつくってもらわないと。だから、ここだけ言ってるように聞こえますけど、ここが一番危ないんですよ。だから洪水吐などを一、二メートル下げてもらえば少しは安心かな。それでも堤体から水漏れ、漏水があつてますから、もう大変危険な状態ということはわかっていると思いますので、このことは早急に対応していただきたいと思います。

それと、国のこの3年間のため池事業に早く、多分国からの指示があると思いますので、要望していただきたいと思います。そのことをお願いして、洪水吐に対しては終わらせていただきます。

次に、受益者負担についてお伺ひします。

この前、説明会でもありましたような、市職員の係長さんなり職員によく頑張ってもらっております。計画書、金額等も県から出ております。あとは受益者負担問題1つに、今のところなっております。この受益者負担が4億円で10%で、国が50、県が30、市が、大体、受益者が20ですけど、市が10、受益者が10で、4億円で4,000万円。もう、この金額というのは、袋野用水組合の人は12名しかおりません。そこで、こういう多額の金額が払えるか払えないか、明らかにわかると思います。これがもう1年間、受益者負担については職員任せで、職員が判断できるわけがありません。だから職員も、最後は、もうあなたたちはここまででしょうと。あとは課長もおるでしょうと。あとは市長が早急な判断をしていただかないと、今言ったように

災害が起きてでは遅いですよということをさっきも言いました。

本当に、今もう計画書も金額も出て、県も市の負担金、受益者負担問題だけになっております。ですから市長に、受益者負担についてどういう考えを持っているのか、もう1年たちますのでお伺いしたいと思います。全体的に、ほかの工事でも受益者負担は出てくると思います、大きかれ小さかれ。それに対して全体的にどうしていこうという考えを持っているのか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、うきは市内には、ため池が150近くございます。そして、この受益者負担という考え方は、農業政策のみならず、消防水利についてもそうだし、多方面にわたって地元負担という仕組みができ上がっております。限られた財政というか、厳しい財政状況の中でどのように両立していくかというのは、非常に厳しい判断が伴うわけであります。

つい先日、議会からも、大石堰土地改良区からの要望を採択されました。それとも連動する話でありますので、私ども市政を預かる者としては、全ての施策についてバランス感覚を持って市民の皆さんの負担のあり方というのを考えなくてはいけないということでありますので、そういう観点で最終的にはしっかり判断して対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 市長の言ってるのはわかるんですけど、結局、市長と話すときは、いろいろ皆さん平等です、私はというのは聞いております。

負担金の問題も、平等に考えたら進みません。田代池は用水組合12名、今、私がかかわっている日永井堰の要望を県に出していますが、今、調査があつていますが、そこの関係者は百数名おります。そこと同じ10%、1割で、金額が反対、1億円と4億円でも全然違ってきます。そこで平等に同じ金額出せって、平等さが私は違うんじゃないかなと。やっぱりそこは行政が、何といいますか、これ防災・減災事業ですから、全体的平等で1割ですよ、数パーセント下げたらから数パーセントですよでは、工事はもう絶対終わりません。そのうちに災害が起きたら、これ人災ですよ。もう何年もわかってきているんですから。だから判断しないのが悪いんじゃないくて、難しいとは思いますが。でも、何らかの道筋はつけていってもらわないと、市民の人はもう大雨のときは避難しても心配でたまらないと思いますよ。

農水省のほうでいくというふうになれば、余り強く言っても難しいと思いますけど、その間でもやっぱり何らか、行って説明なり、こうこうでどういうふうに進めたいと思いますから、少し安心してくださいとか、待ってくださいとか、そういう説明ぐらいはしていかないと、梅雨の時期は毎年毎年心配で寝られないと思います。どう進めたらいいと思いますか、市長にお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いずれにしましても、議員のほうから新聞記事の報告もございました。国の動向、国のほうもここ3年計画で防災・減災に力を入れていくとか、予算を計上していくとかいう話を伺っておりますので、そういう国の動向を見ながらしっかり対応していきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） これ以上言っても、なかなか判断は難しいと思いますので、また早急をお願いしたいと思います。

その説明会の折に、用水組合の1人の人が、余りの、何といいますか、受益者負担ばかりの話で、洪水吐だけじゃなくて、水位計も県のほうがつけさせてくださいと言ったので、私は水位計関係ないでしょうと。結局この水位計も8万円かな、市と折半か、何かかかります。地元の人はいりませんと。また負担金、何で、できないのに払わないといかないのかと。改良ができてからならいいですけどということで断りました。

そういうことで、その1人の人が県、市に対して強い口調で、あなたたちは防災をどう思っていますか、聞いていました。県の人には答えられませんでした。市長は、どう答えますか。ため池の危険さを、受益者負担金ばかり言っているように聞こえますけど、これは判断が難しいから余り言いませんけど、防災の面でどう考えているのか、防災をどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） いつも申し上げていますように、防災を含めて、安全・安心なまちづくりというのが大きな施策の中でも重要な課題だと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 簡単な認識ですね。

私たち一般人は、防災といいますが、避難するのも大事ですよ。これも防災でしょう。だけど危ないところがあれば、そこを早く危なくないように防いでいくのが、私は防災の1つと考えております。そこの認識の違いかな。だから市長、防災のためにも早く進めてまいりたいと思いますという回答が欲しかったんですけど。3年間で、ため池改修工事、いろいろ水源が必要なところは代替として営農に必要な水源は確保していくというふうに新聞にも載っていますので、国の指示があれば早急に県、国に要望していただきたいと思います。これ以上は無理でしょう。県のほうには、もう電話で、こういうのが載ってますという話はしております。

ため池について、終わらせていただきたいと思います。

2番目に、農業政策について伺います。

広い農地などは、法人、組合組織の人たちが頑張ってつくられています。最近、狭い田畑など、

高齢化により担い手やつくり手が少なくなっているように思います。そこで、（１）零細農家の所有する農地の対策について伺います。

今の質問にも関係しますが、農地ばかりでなく果樹園や柿畑も、若手の跡継ぎ、労力不足で荒れ、手放したい人がふえているように聞いています。そこで、（２）今後、担い手の減少による農地、果樹園の荒廃地拡大の防止策について伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、農業政策について大きく２点の御質問をいただきました。

１点目が、零細農家の所有する農地の対策についての御質問であります。小規模な農家につきましては、農業所得が余り上がらない中、一定の機械、設備をそろえ、先祖から受け継がれた農地を守り続けられているのが実態ではないかと、このように思っております。しかしながら、国、県におきましては、農業を成長産業と位置づけ、農地の大区画化、営農の効率化及び農地の集積・集約化を推進していくことで、各種事業を制度化しております。このため、小規模農家が現状維持のままで営農等を行うことに対する助成施策はないことから、将来に向けて農業の規模縮小や廃業を考えている農家がおられれば、地域における話し合いを進めていただき、農地の集積・集約化を図りながら、効率的な農業経営が可能となるよう各種事業の活用をお願いしたいと考えております。また、高性能農業機械の導入支援につきましても、同様な検討をお願いしたいと考えております。

２点目が、農地、果樹園の荒廃地拡大への防止対策についての御質問であります。先日の答弁でも申し上げましたように、荒廃農地防止対策としては、農業委員会による農地マッチング活動の推進及び新たな作物としてのアーモンド、クルミの作付検討をしていきたいと考えております。また、中山間地域直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、既存の制度も有効に活用しながら、農地・農業用施設の維持管理に努めていけるよう支援してまいりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（８番 熊懷 和明君） 農地プラン意識調査、うきはの農業政策に対する意見・要望から抜粋したことを、幾つか要望が出ているのをちょっとあれします。

営農組合が取得する機械、方針に対する補助及び組合への助成をしてほしい。集落営農組織の法人化をしたい。機械利用組合が結成できないか。営農組合を組織している者以外で、機械利用組合が結成できないか。高齢者でもできる農産物の検討をお願いしますという要望をちょっと抜粋したとこで出ていましたので、読ませていただきました。

そのことを踏まえ、（１）について伺います。今、狭い田畑をつくり守っていこうという人たちが、山間部合わせて十数人の人たちが集まり、自分たちも他人事ではなく、跡継ぎもいないから、自分は跡継ぎはいるけど、３年、５年先は農業機械が壊れたりすれば買いかえする力もない

と思っていますということです。今は行政や人に頼らずやっていますが、先は見えません。そこで組合組織認定農業者がいて、できることなどあればやっていきたいと話し合っております。こういう人たちの行動に対してどう思うか、お伺いしたいと思いますが、市長の考えはどう思うか。また、何かほかにもいい考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農林振興課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松尾農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 今の大きな流れとして、農地の集積・集約化を図って効率的な農業を進めていこうというのが大きな流れでございます。

例えば、機械が今あるけれども、将来的に壊れたときには誰かに委託したいとか、もう年齢的にあと数年でやめたいとか、そういったいろいろな農家の現状があるというふうに思います。そういう中で、地域での話し合いとかによりまして、認定農業者、もしくはやっていただけるような農家との連携によって営農をお願いしたいというふうに思っております。

そのために、例えば畦畔を取り除いて区画化を少しでも大きくするとか、地域としての合意ができれば、要件にもよりますけれども、圃場整備等をしながら区画を大きくして効率的な農業を進めていっていただきたいというふうに思っております。なかなか現状のままでの支援措置というのは、今のような趣旨の中では事業が存在しませんので、できればそういう効率的な農業を目指した集積・集約化を図っていただきたいと思いますし、市としてもそのような事業につきましては支援に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 市長も言っていたように、大体ないということは、県とこの前、市の職員のお世話でお話することができました。機構も来ました。その中で、国は5ヘクタール単位の圃場整備とか考えとるので、逆行しているから難しいですよという話は聞きました。

でも、市独自でも何か考えていかないと、せっかく狭い農地を持っているお年寄りの人がどうか進めていこうと考えているのに、もう5年したら荒廃地が大変ふえていきますよ。荒廃地がふえれば、お年寄りが草刈りなどできなければ、結局、手当てしていかなければいけない。そこでも費用はかかる。となれば、その前になるべく作物をやっているように手当てをしたほうが、同じ費用ならいいんじゃないかなと思って、私は今、一緒に話し合っているんですけど、なかなか難しいと思いますけど。

5反、6反持っている人、1町している人もおります、その中には、1反畝まち持っている人もおります、私も含めて狭い農地。その人たちでやろうと思っているので、15ヘクタールですかね、補助が、機械代が出るのは。そういうふうに向かっていってもいいと思っていますけど、

向かっていっても、5反、3反やっている大きい機械で4倍のスピードでいくような人たちと同じようにやれ。これがなかなか狭いところをやっている人は、数が多いから難しい、運搬車も必要になる、機械台数もふえるということで、そここの補助なり考えをしていただきたいという要望です。これはすぐではありません。今、3年、5年は今の機械が使える人が多いですから、その間、3年ぐらいの間に何か一緒にやっていく中で考えてもらえないかという質問です。どう思いますか、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御存じでしょうか。昨年度、うきは市農政懇談会、うきは市農業振興プロジェクト会議というのを昨年の8月24日、そしてことしの2月28日に行いました。議員の皆さんの有志も参加をし、JAにじの方も出られ、我々行政も出て、さまざまな形で基幹産業である農業をどうするか。もちろん私がトップで招集させていただいたんですが、さまざまな形で議論して、もう対応策は出尽くしていると思います。あとはもう実行のみであります。

その中の1つに、やはり大きな国の動きは、規模拡大というか、もうかる農業、そのためには農地の集積・集約化をするというのが大きな誘導政策になっておりますが、うきはの独自施策として、小さな農業の進めもやっていこうと。やはり高齢化社会を迎えていますので、それを見据えて健康づくりにつなげていこうという提案が出ております。それを具現化すべく立場に我々行政はあるんですが、なかなかこれが進んでないのは本当に申しわけないと、このように思っております。

昨日も答弁させていただきましたように、移住・定住の中で空き家とセットに目の前に農地があったときに、上限が大きなネックになっていたんですが、それを1アールに下げたということも小さな農業の勧めの一環であります。何も農林振興課だけが農業振興ではありません。市役所全体が農業振興を図っていると、こういう視点で考えていただき、今、盛んに東京とか福岡の都市間の連携を強化しております。そういう中で、やはり小さな農というのは大きな魅力だと思っておりますので、そういう視点でもしっかり捉えていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 私、そのことは知りませんでしたけど、そういう話が進んで、市全体で頑張っているということですので、それを期待してこの質問を終わります。

（2）についてお伺いしたいと思います。

（2）の担い手減少による農地、果樹園の荒廃地拡大の防止対策の質問は、きのう2人の議員さんが聞かれていたので伺うことが少なくなっていますので。私が果樹農家の人たちから聞いた話の中で、なぜ担い手や跡継ぎができないと思うか聞きました、数人に。それは市長が言っていたように、所得が低いから跡を継いでもらえないと。そのことを聞きました。きのう、市長も答

弁の中で言っていました、所得が低いと。1、短期ではなく、長く続く作物を考えていると、市長。2つ目に、農業所得が減少しているので、テロワールを利用した所得を高くしていきたい。3つ目が、赤くなった柿などは、6次産業で進めていきたいと言っていました。

そこで私がちょっと、なかなか私が勉強不足であろうと思いますけど、テロワールがどういうふうに、バッジはよく見かけますけど、何かテロワールがどういうふうに進んでいるか、なかなか皆さん浸透していないんじゃないかなと思って、そのテロワールを利用して所得向上につなげていくようにやりたいと言っていた市長にちょっとお伺いします。どういうふうな考えで、きのう言ったのか、お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 農業振興の大きな根っこのところは、やっぱり農業が魅力ある産業、そしてもうかる産業というか、所得を上げることをしっかり訴えないと、やっぱり厳しいんじゃないかということで申し上げました。そんな中から、そこが解決すれば派生的に荒廃農地も担い手も順次解決していくと、こういう理論で、その根っこのところをやっているという話をきのう、ちょっと特に力説をさせていただきました。

そのためには、うきはの地、この土地、うきはの農業がやはり魅力あるというか、付加価値が高い、他の地域と違うということをしっかりアピールしなくてはいけないという意味合いで、テロワール——うきはの地理的環境を全面的にバックアップして今PRをさせていただいております。

このテロワールがどこまで普及しているかという御質問であります、私としてはかなり、なかなか地元のほうが広がっていませんが、東京、大阪、福岡、都市部についてはかなり広がってきていると思いますし、その一端として、今しきりにうきは市の若い職員、女性職員の一部でスイーツを今、取り組みをされております。多分、人口面積割合では、かなりスイーツ店舗が多いうきは市であります、その大きな根っこもフルーツ王国というか、それもテロワール、この恵まれた地理的環境でできるフルーツを生かしたスイーツという物語性の中で、うきはのスイーツにもつながっておりますので、この根っこのところの付加価値をどうつけるかというのは非常に重要な視点だと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） テロワールで宣伝して頑張っていくということでありますので、柿、ブドウなど、まだ立派な柿をつくっているところもおらっしゃるので、それもあわせてブランド化をして一緒に進めていっていただきたいと思います。

そして次に、テロワールの中で地質、風土などが合うフランスの農業視察報告の中で、全協で市長は、フランスのワイン用のブドウの栽培をすると聞いていました。採算は度外視し、うきは

市で栽培をしていくと聞いていましたので、その後、どう進んでいるのか、ちょっとここをお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 昨年、貴重な予算と時間をいただいて、フランス、オランダと視察をさせていただきました。特にフランスにおいては、うきはと地理的環境がすごく似ているボルドー、アルザス地方の視察をさせていただきました。

御存じのように、ボルドー、アルザスは、世界に冠たるワインのメッカというか、ブランド化した先進地であります。私としては、ぜひ、今、国内のワインというのは生食用のブドウで絞っているのがほとんどなんですが、現地のワインというのは全然ちょっと、日本で言う生食と全然違って、樹勢も低くて違った食感もしております。地理的環境が似通っていますので、ああいう樹勢、ブドウの木を何とかうきはに持ち込んでやれないかというのが、調査報告の内容でございました。

なかなか検疫の関係とか、どういうんですかね、フランスの国との関係もありますので、まだちょっと具体的な話には進んでおりませんが、これはしっかり大きな構想として持ち続けていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 採算度外視はちょっといかんと思いますけど、荒廃地対策になるのであれば早く進めていただきたいとは思っております。

次に3番目、湛水防除事業について。昨年、質問はしていましたが、いまだに管理についてはわかっておりません。私が調べた中では、六、七年前の災害のときに、中園の門扉のところで、耳納山麓と市で話し合いをし、市になっていますと聞きました。断面図、平面図や公文書もあるように聞いていますので、（1）赤尾川から隈上川へ流れる暗渠排水工事の管理はどこか、再度伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、湛水防除事業について、赤尾川排水路の管理についての御質問をいただきました。

以前、議員からの質問に対する調査の報告となりますが、結論から申し上げますと、管理は、うきは市となっております。昭和50年に県営湛水防除事業浮羽地区として採択を受け、昭和55年に工事が完了しております。主要工作物として、暗渠型水路618メートル、樋門工1カ所につきましては平成12年8月に土地改良施設財産譲与契約を福岡県と旧浮羽町で締結しております。当該箇所の上流側が市営河川赤尾川となっておりますので、管理に係る問題につきましては農林振興課と住環境建設課が調整を図りながら対応してまいりたいと考えているところで

あります。

○議長（櫛川 正男君） 熊懷議員。

○委員（8番 熊懷 和明君） 早くわかっているなら教えてもらいたかったですよ。質問する必要もなかった。

何でかといいますと、質問したときに大体は感じていたんですけど。何でかといいますと、樋門のところで昨年ごみがたまるので、鉄柱が邪魔になるから切ってほしいということで話してましたら、市の職員が来て話して、後、切っております。管理者が違えば切れないはずです。そこを考えたら、私もまあ、おかしかったなと思います。だから早く教えてもらえば、もう少し。

これ文句言うために調べているんじゃないくて、市でもほかに暗渠排水とか水路の排水口、水路の水位が高くて横からの、水路からの水が出にくいところが数カ所あるように聞いております。そういうところの改良をわかれば早く、どうにか県なり国に要望していただきたいと思いながら質問しているんでありまして、どうこう言うつもりではありませんから、早く教えてもらえば早く済んだのかなと。

でありますから、市であれば、吹き出し口の水量が、隈上川に対しては水量が高いから出にくいと。どうしたら出やすくなるのかを考えていただきたいと思いますので、あれは県だと思しますので、ほかの数カ所あると、私ほどことは言いませんけど、聞いておりますので、そのことも要望していただきたいと思います。

要望をお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、熊懷和明議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（櫛川 正男君） ここで、暫時休憩といたします。11時5分より再開します。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

日程第2. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

日程第2、議案質疑を行います。

議案第90号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第90号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について議会の議決を求める。
平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

認定。その他。路線番号、1998。路線名、嶋線でございます。起点、吉井町福永字嶋76番5。終点、同所同字76番12。

次の路線でございます。その他。路線番号、1999。上屋形町第4線。起点、吉井町福益字上屋形768番21。終点、同所同字768番23でございます。

この路線認定につきましては、別途資料のほうを用意しております。資料のほうで説明をさせていただきます。資料のほうには位置図をつけておるところでございます。

まず、嶋線でございます。位置につきましては、吉井町の能楽地区に位置するところでございます。吉井中学校北側で、バイパスに隣接する宅地開発に伴います私道の寄附でございます。延長につきましては70メートル、道路幅員としては5メートルになっておるところでございます。

次の路線でございます。上屋形第4線でございます。こちらにつきましては、吉井町の福富小学校の北側に位置する延寿寺のハゼ並木沿いにされておりました開発の分譲地、この開発につきましては4年前に行われておりました。今回この開発に交通の利便性確保のために新たな県道へ接道する道路の寄附があつておるところでございます。延長につきましては29メートル、幅員につきましては5.5メートルの市道の認定でございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第91号久留米広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び久留米広域市町村圏事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合において共同処理する消防（消防団及び消防水利に関する事務を除く。）に関する事務に大川市に係るものを追加し、久留米広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由でございます。現在、久留米広域市町村圏域内には、久留米市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町の3市2町で構成をします久留米広域消防本部と大川市が単独で運営をします大川市消防本部の2つがございます。平成31年4月1日より、これを統合して4市2町で構成をする久留米広域消防本部に移行することになります。これに伴いまして、久留米広域市町村圏事務組合の規約の変更が必要になったため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書7ページをお開き願います。

久留米広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約。

内容につきましては、新旧対照表で御説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページをお開き願います。

第3条、組合の共同処理する事務でございます。大川市に係るものを除くとした現行のただし書きを削除するものでございます。

次に、第7条の2、特別議決でございます。大川市を除く特別議決は不要になりますので、これについても削除するものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお開き願います。

別表第15条関係でございます。負担金（第3条第3号に規定する事務に要する経費）につきまして、現行の「大川市を除く」の部分を削除するものでございます。

議案書の7ページに戻りまして、附則、この規約は、平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号市有財産の譲渡についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 議案書8ページをお願いいたします。

議案第92号市有財産の譲渡について。

市有財産を次のとおり無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

1、譲渡する財産の表示。建物、若葉保育園（本体）。所在地、うきは市吉井町692番地1。構造、鉄筋コンクリート造平屋建。床面積、1,244.41平方メートル。建物、若葉保育園（倉庫）。所在地、うきは市吉井町692番地1。構造、木造平屋建。床面積、14.10平方

メートル。

2、譲渡の相手方。筑後市大字徳久86番地。社会福祉法人幸輪会理事長、牛島護巖。

3、譲渡の理由。公立保育所の民間移譲により建物を譲渡するもの。

4、譲渡の時期。平成31年4月1日。

平成31年4月1日からの若葉保育園の民営化に伴いまして、民間移譲先であります社会福祉法人幸輪会へ建物を無償譲渡するため、議会の議決を求めるものでございます。

民営化に伴いまして、建物等の譲渡につきまして県に確認しましたところ、ほとんどが無償譲渡をされているということでありまして。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第93号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書9ページでございます。

議案第93号うきは市立公園ホテルの里広場の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設。うきは市立公園ホテルの里広場。

2、指定管理者に指定する者。うきは市浮羽町小塩2548番地1、小塩自治協議会。

3、指定する期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

この件につきまして、平成28年度に締結をしておりました3カ年の基本協定の完了を迎えるため、今回改めて小塩自治協と指定管理者の指定について議会の承認をいただくものでございます。

小塩自治協におきましては、これまでホテルの里として、地域資源としてさまざまなイベントや地域活性化の取り組みを行い、このような取り組みを通しまして、山村地域である小塩のよさを都市住民にアピールし、また山村と都市との交流と地域の活性化を図ってきております。その一環として、このホテルの里広場のキャンプ場として広範に利用できるよう、指定管理運営を行

っておるところでございます。このような地域特性を考慮いたしますと、この公園については、小塩自治協との指定管理者として指定をすることが第一というふうに捉えております。そういう意味で、今回この案に対しまして議会の承認をいただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それじゃあ、2点お尋ねをさせていただきたいと思います。

1点は、指定する期間が3年になっております。ほかのアリーナとか、ちょっと規模の大きいものについては5年というふうになっておりますが、3年と5年の、この区分の考え方を1つ確認をさせてください。

それから、ここでもよかったら、3年が終わりますので、ホテルの里広場のキャンプ場等の実績あたりを資料等でいただければというふうに思うんですが。

それから、指定管理料、これからまた協議なさると思うんですけど、今年度は50万5,000円というふうに当初予算に載っております。金額の変動等があるのか、確認をさせてください。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 私のほうから、指定管理者制度に係る指定期間について御回答させていただきます。

うきは市におきまして、指定管理者制度に係る指定期間については、おおむね3年が適当であるというふうに判断をしております。ただし、先ほど議員がおっしゃいましたように、うきはアリーナについては、これまで3年だった期間を平成29年から5年に変更いたしております。これについては、業務内容に専門性が必要であり、人材育成やノウハウが必要ということで5年に変更したところでございます。

今後の考え方としまして、基本的には施設や設備の維持管理が主たる業務の場合には3年を基本としたいというふうに考えております。ただし、先ほど申し上げたように、専門性を要し、人材育成であるとかノウハウが必要であって、3年では効果的な運営が実施できない場合、そういった場合については期間を延長するほうが好ましいものもあると思いますので、そういったものについては更新時に検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） それから、このホテルの里広場の利用状況でございます。一昨年度、28年度でございますけれども、28年度の利用状況が約720名というふうに聞いて

おります。29年度につきましては796名の申請、利用者があったということをお聞きしておるところでございます。これは、あくまでも申請に基づきます利用者の数でございます、日帰りのお客様、それから地元の方等をカウントいたしますと1,000名近い利用者があったということで、自治協の総会のほうの資料で報告を受けておるところでございます。

それから、指定管理料、来年度の当初予算50万5,000円を計上しておりますけれども、来年度、消費税の見直しが予定されておりますので、次年度以降といたしますか、その消費税増額については、その後51万4,000円になるかというところで試算をしておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第94号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定についてを議題とします。説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の10ページをお願いいたします。

議案第94号うきは市町並み交流館商家の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設。うきは市町並み交流館商家。

2、指定管理者に指定する者。うきは市吉井町626番地4、株式会社KM2コーポレーション。

3、指定する期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

このことにつきましては、うきは市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により募集を行ったものでございます。申し込みは、現在1期目の指定管理者であります株式会社KM2コーポレーション1社のみでございました。選定方法は、公募型プロポーザル方式でございます。選定委員会におきましてプレゼンテーションを行い、最低基準を超えましたので、株式会社KM2コーポレーションを指定管理者候補として選定し、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この利用者数と指定管理料をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 利用者数は、平成28年7月から平成29年3月分でございますけども、来館者が6,217、見学者のみが2,365、合計が8,582の来館でございます。市内が4,483人、市外の方が3,826人、わからなかった方が273人となっております。

それから、指定管理料につきましては、公募を行う際に、まだ消費税の動向がわかっておりませんでしたので、現行と同じ3年間で164万7,000円、1年間にしますと54万9,000円の3年間で公募しておりましたので、それで協定を結ぶこととしております。また、協定書には消費税等の不可抗力によるものを甲乙で協議できると書いておりますので、消費税分のことにつきましては、また後ほど協議をさせていただいて、上がるかもしれないということで協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 今、3年間ということでしたが、これはもう一括払いということですか。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 基本協定に3年間ということではしておりますけども、年度協定を結びますので、そこでお支払いをさせていただいております。お支払いにつきましては、一月ごとにお支払いをしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の11ページをお願いします。

議案第95号うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

記。

- 1、指定管理者に管理を行わせる施設。うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅。
- 2、指定管理者に指定する者。うきは市浮羽町田籠668番地、注連原村づくり会。

3、指定する期間。平成31年4月1日から平成34年3月31日まで。

このことにつきましては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により募集を行ったところでございます。申し込みは、現在1期目の指定管理者であります注連原村づくり会、1団体のみでございました。選定方法は、公募型プロポーザル方式でございます。選定管理委員会におきましてプレゼンテーションを行い、最低基準を超えましたので、注連原村づくり会を指定管理者候補として選定し、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。8番、熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） これ、今までに宿泊した人はいらっしゃるんですか。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 本年度になりまして7月から宿泊ができるようになりましたので、現在15名の方が宿泊をさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 8番、熊懐議員。

○議員（8番 熊懐 和明君） ちょっと聞いておきましょう。7月前でしょう、何かお客さんがきょう泊まったと言って、その後、伺ったら、宿泊者がゼロになっている報告があっていたのをちょっと耳にしたのでお聞きしたんです。そういうことはないですね。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 指定管理者のほうに聞きましたところ、宿泊としてしているのは7月からと聞いております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） これは、いつか利用者のことについて質問したことがありますが、ことしに入って7月から15名の方が宿泊されたということでございますけれども、今後、この指定管理者といろいろ話をしておると思います。新しいやり方も何か考えておるというようなことを言いよりましたけれども、そこら辺のところをもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 新しい企画といえますか、どのような仕方をするのかということはプロポーザルのときにも伺いまして、体験型のメニューを充実させたいということでございました。具体的に言いますと、シイタケのほだ場というのか、ほだ木というのがありまして、その原木を使ってシイタケを栽培いたしまして、シイタケ狩りをさせていただきたいとか、それから注連原ならではの村の体験をして、畑の野菜の収穫でありますとか祭りへの参加とかも体験メニ

ューとして入れたいという提案をいただいております。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） なかなか利用者が少なかったということでございますけれども、その中で、それまではなかなか、今言いますように7月まではなかなかなかったということでございますので、そこら辺の施設の関係の利用料というか、そこら辺のところは、支払いはできておるといってございませぬ。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 7月から利用できるようになりましたけども、やはり一番の問題はムカデでございます。現在も、10月ごろにまたムカデの駆除を行いまして、大分よくなつてはきたんですけども、お客様にとってどうなのかというのは指定管理者のほうもちょっと懸念しているところでございます。今年度に限りましては、素泊まり料金6,720円でしておりますけども、それを半額で素泊まり料金とさせていただくということで提示をさせていただいて決めているところでございます。

それで今後も、またそういうふうに課題を一つ一つクリアしながら、注連原が発展していくように、また新川田籠地区の活性化をしていきたいと指定管理者のほうも言っておられましたので、私どもも協力しながら行っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） この指定管理者のほうの注連原村づくり会というふうになっております。当然、この施設について注連原地区の活性化につながるものというふうなところで考えておりますけど、もしよろしければ、この注連原村づくり会、どういった方たちが、注連原地区の人たち全員が参加しているのか、そういった構成がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 注連原村づくり会は、代表が尾花さんといって尾花光さん。現在、イビザを経営されている方でございます。構成員は8名、平均年齢は40代の比較的若い構成となっております。注連原の方を含んでおりますけども、現在は尾花さんともう一人の方、お二人が注連原の方でございます。それから、スタッフの中には食材生産や英語をしゃべれる方もいらっしゃるということで、調理人、企画運営、広報担当のスタッフも配置しているということでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほど、何かムカデということで、その原因はわかっと思ってで

すか、ムカデの原因というのは。駆除をしたということばってんか、ムカデっちゃんもう最近見らんごとなつたですよ、私たちは。昔はようけおりました。

それと、この指定管理料、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 自然に囲まれたところでございますので、裏のほうもちょっと崖になっておりまして、ムカデは発生しております。生きたままもいますし、死骸というのもありますけども、ムカデを議員、見られたことがないということでございますけども、浮羽町の山のほうの施設に行けばムカデはいるものと思っております。

それと指定管理料でございますけども、現在の指定管理料と同じ31万2,000円の3年分、93万6,000円を見込んでおります。また、先ほどの商家と同じように、年度協定と基本協定がございますので、消費税アップ分はまた甲乙協議のもとに話し合いをした後に改定することもあると思っております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ムカデはどこでもおるということですが、まず、ムカデがおるところには泊まられんですよね、やっぱり。そいけん駆除したっちゃろうと思いますが、その辺をきちっとしてもらわんと、やっぱり泊まり客に何かあったときですね。ムカデは、小さいころ私も刺されたことがありますけど、物すごい腫れるんですね、あれは普通の虫と違って。その駆除を徹底してやってもらいたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） ムカデの駆除に際しましては、ムカデがなくなる限りずっとしなきゃいけないと思っております。それと指定管理者のほうも、それはわかって、どうにか宿泊できるようにと思っておりますので、ホームページにつくるとか、来客の予約のときにも、ムカデもいますということで、それをわかった上で自然環境の中に宿泊をしたいという方が泊まっていたらいいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ムカデを好む人は、幾ら自然環境の中でも大しておらんと思います。変わり者はおるか分かりませんが。それで、もう多分市役所、その指定管理者でもわからんと思いますので、やっぱり専門家がおるはずですよ、こういうとは。それにやっぱり駆除の方法とか聞いて、駆除はしてください。ムカデがおりますということで、それはようわからんです、私は。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） ムカデの駆除につきましては、委託の業者に、注連原住宅の周

辺に合うムカデの駆除の方法をしていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ちょっとわからないところ、指定管理者の権限というのはどうなのかですね。言いたいのは、甲は宿泊施設だと思いますけど、宿泊料金はどこに入るのか、そしてそれというのはどういった形で反映されるのかを伺いたい。

それから、この建物の維持管理というのは市が持つのか、そういったところを教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 指定管理者の指定管理料といたしまして払っている分がございます。消耗品でありますとか電気代でありますとか、そういうものを積算根拠に基づいて年額を定めております。それは指定管理者が運営をしていく中で、必要最低限に必要なものというのを受け取ることになっております。

利用料金といたしましては、指定管理者が利用料としていただく。それに素泊まり料金は定めておりますけども、それに体験メニューとか、そういう付加価値をつけて、その料金をいただく分が指定管理者の利益になるというものでございます。

維持管理といたしましては、また協定を結ぶことになりまして、その大きなものを、今の基準は3万円というふうに決めておりますけども、それ以上のものは市のほうがお支払いをして修理をいたしたりする。それ以下のものについては指定管理者が修繕を行ったりすることになっております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） ことしが15名か15世帯かわかりませんが、宿泊されたということで、その宿泊がほとんどなくなった場合、冬からはあんまり利用しないんやなかろうかと思っているんですけど、今後その指定管理者が誰もおらんごとになった場合というのはどういった形になるのかなと思ってですね。そういったところで市のほうはバックアップをしているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 今度、指定管理者に今なっております方は、注連原というか、馬場のほうに住んであります方で、注連原の活性化というのを望んでおられる方でございます。指定管理者が手を挙げなくなったらということもございますけども、市のほうとしましても、新川田籠地区の活性化のためには大きな第一歩じゃないかと思っておりますので、できるだけバックアップをさせていただきながら、指定管理者のほうともいろんな協力をして、それでいろんな活性化につなげていきたいと思っておりますので、指定管理者がいなくなるという想定は今のと

ころしております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後でございます。実は心配しているのが、何ですかね、田箆の棚田、新川ですかね、田箆ですかね、あそこの下のところにはでっかい家があるんですね。何ていう——長岩ですかね。多分、ここは建った当初は結構お客さんも来られとったと思うんですけど、新人議員になって市の建物であるということで見させていただきましたが、あんまり利用客がなくて、お風呂も用意しよったばってん、お金がかかるから、もうお風呂は、ボイラー代は使わずに縮小しておりますと。

最終的に、こういったのが、ただ建てたけど何もならんやっただという言い方はいかんですけど、活性化というのは格好はいいんですけど、それが本当に結びつくかというものをくり上げるといかんと思っておりますから、長岩のほうも売却すりゃええじゃんのといったら、売却もできないと。補助金の関係で、あと何年かは売却できないというお話を聞きました。そういった形にならないような取り組みを、こういったのは地域活性化のために施設をつくるのはいいんですけど、つくった後に指定管理者任せで、最後は何も残らなかったとならないような形で市のほうでバックアップをすべきだと考えておりますので、質問させていただきました。返答はようございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第96号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。生涯学習課長。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 議案書の12ページをお願いいたします。

議案第96号るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例の制定について。議案の朗読は省略させていただきます。

内容につきましては、13ページから16ページに記載をしております。この条例は、現在建設中の施設につきまして、名称を「るり色ふるさと館」とし、子供から大人まで多くの市民の交流と学習の機会を提供する拠点となるよう設置し、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関して定めるものでございます。

第2条には、るり色ふるさと館の施設として（1）から（8）までを設けております。

第6条に、利用の許可、第7条に利用の制限、第8条に使用料について記載をしております。

16ページには、別表として1時間当たりの使用料を掲載しております。使用料金、冷暖房料

につきましては、市の基準に従いまして市内料金を設定し、市外料金につきましては市内料金の1.5倍、ホールの営利目的につきましては市内料金の3倍を設定しております。

また、附則につきましては、この条例の施行期日は公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定めるものとしております。これにつきましては、工事の年度内完了を予定しておりますが、近年全国で予測不能な気象状況が発生している中、今後、冬場に向けて想定できない事態が発生し、工事等のおくれが生じた場合、その間、現在の生涯学習センターを使用することを想定いたしまして、このように定めるものでございます。

また、附則の3におきましては、附則の1で定める施行期日により、うきは市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） この建物は、今、突貫というか、鋭意進んでおります。それで附則のことでお聞きしたかったんですが、今、説明がありましたので、これは省きます。

第8条の使用料、これが基準によるということですけど、今までが250円。それとムラおこしセンターが、これ市内の者ですけど410円、今までは。今度の金額が、これ結構、倍近くなっていますが、これはホールのその他の分ですけどね。それと冷暖房は少しは上がっていますが、それはいいです。

それで、入館の制限にかかわって、これ次の条例で出てきますけど、吉井の自治コミュニティーが入ると思うんですが、例えばそこに隔壁とか、そういう制限のする壁とかつくってあるんですかね。ちょっとその2点をお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 使用料につきましてでございますが、使用料は施設使用料の基準表に基づいて、平米当たりで基準に基づいて設定しているものでございます。また、ホールの冷暖房料の計算は、空調機器の能力により時間当たりの電気料金を計算して設定をいたしております。

それから、指定管理に入ります自治協との隔離ということでございますけど、隔離は別にいたしておりません。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鎌水議員。

○議員（7番 鎌水 英一君） この入館制限によると、管理上支障があると認めたときは入館を拒むと書いてますが、例えばこれ自治協に入って、自治協に用のある方がこのふるさと館のほう

に入る。これは自由にできるんでしょう、今の現状では。だからそういうところをどんなふう把握して、職員がおらっしゃるんだけど、あなた方、何のためにこちらに来たのか、そういうことを、何かな、審査というのはこの職員がやるんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 正面から入りまして、施設の中でどちらのほうに行かれるかという説明はいたしますけども、入館の制限というのはどういう制限のことを言っておられるのかちょっとわからないんですが。吉井の自治協のほうに行かれる場合でも、こちらのほうに生涯学習課のほうに来られる場合、それから施設を利用される場合において、この制限というのは許可の目的や条件に違反したときということでございますので、出入りは自由でございますし、どちらのほうに行かれるんですかとこちらからお尋ねしてするわけではないと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鍩水議員。

○議員（7番 鍩水 英一君） この11条の説明をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） このりり色ふるさと館の運営上の支障がある場合というのが入館の制限でございますけども、その前の利用の制限と同じようなことでございます。許可の目的や条件に違反したとき、また条例に基づく規則とか指示に違反したときと、こういう方が入館の制限になっているものと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 条例の制定のことじゃないですけども、今、担当者のほうから、不測の事態の場合にはおくれる場合があるかもしれないということでもございましたので、不測の場合とはどういうことかということ。要するに、工程どおり今いっておるのか、今時点ですよ、そこら辺をお尋ねしたいと思います。といいますのは、建築にやっぱり詳しい人やいろいろな市民におりますから、大体今のままでいって、あれはできるのというようなお話もありますから、そういったところをお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 不測の事態が生じるといいますのは、今から冬場になりますので、大雪があるとか、それから、今ごろにはないかもしれませんが、大雨とか地震とか、そういう予測不能な事態というのがこの中に示しているものでございます。

また、この条例の制定の附則につきましては、従前の浄光苑のときの、うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の分でもこういう文言で附則を設定させていただいているものでございます。

また、工期につきましては、大変厳しい状況の中ではございますけども、事業者の方に頑張っ

いただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今現在は、工期どおり進んでおるということでございますかね。

それから、雪やらについては、それは当然、冬場ですから、ある程度、予測はされるというふうに思います。

工期どおりいってるかどうかを。

○議長（櫛川 正男君） 楠原市長公室長。

○市長公室長（楠原 康成君） ただいまの中野議員のほうからの御質問でございます。

現時点で、私どものほうに届いている情報で言いますと、年度内竣工を目指して事業者の方、対応されております。ただ、スケジュール的にも年度内いっぱいを計画しているところでございます。非常に工期的には厳しい部分ありますけれども、年度内竣工という形で進めていきたいと、現時点でそういうふうに判断をしているものでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この施設は、飲食というか、は、できるんですか。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 調理室等がございますし、エントランスのほうもありますので、飲食可能な範囲もあると思っております。（「酒とか……」と呼ぶ者あり）ムラおこしセンターの場面を想定していただければいいと思いますので、お酒もいいんじゃないかと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 決められた場所ならわかりますけど、酒とか持ってあそこの中をうろうろすると、それも多分できんじやろうと思いますが、どういった範囲内で飲食を、何も条例には書いてねえけんで、お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 規則のほうで、また検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけ。ここは吉井校区の自治協になるということは、避難施設が吉井校区の方は市役所等だったと記憶しておりますが、こちらのほうに変更されるのか伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 新たに新生涯学習センターができ上がりましたならば、和室等も完備しておりますので、避難所として指定をしていきたいというふうに考えております。ただし、現在、市役所のほうも避難所として指定しております。距離的に近い関係もございま

すので、そこについては検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 今、建っているところはハザードマップでいくと青色のところだと認識しているんですけど、今回建てる時、ちょっとそこまで確認してなかったんですけど、地上げなり排水をよくするなり、そういった工事も考慮してされているのか、ちょっと確認したいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） ハザードマップでいきますと、新生涯学習センターの位置は、たしか50センチの浸水区域だったというふうに記憶しております。近年、災害が頻発する中で、市庁舎の災害対策本部が、もしこの庁舎が使えなくなったときに、今の順番でいけば浮羽庁舎、そしてその次にかわる災害対策本部を設置する場所として、今度の新生涯学習センターの2階を想定しております、それに見合うように自家発電の施設なりも高いところに設置する、そういった対策はとっておるところでございますが、地上げについては行っておりません。

○議長（櫛川 正男君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 最後でございます。実は、こういった公共施設を建てる時というのは、そういった避難所関係になると思いますから、当然そういったところも考慮しなければ。

私の地元の千年コミュニティ、今、排水の工事をさせていただきました。避難指示や避難勧告でコミュニティに行こうとしたところ、コミュニティの周りは水浸しで車もとめられないような状態でした。そういったのが、うきは市の平地はほとんど水色の地区がございますから、こういった避難箇所になる公共施設というのは、建てる時はやっぱり地上げなり排水をよくするなりしとかんといかんのだろうと思ひまして、ちょっと質問したところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。13時15分より再開いたします。

午後0時00分休憩

午後1時14分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

議案第97号うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議案書17ページをお開きください。

うきは市自治組織条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、朗読については省略をさせていただきます。

次のページ、18ページをお開きください。

うきは市自治組織条例の一部を次のように改正する。今回の一部改正につきましては、大きく3点の改正を予定しております。新旧対照表で説明をさせていただきます。

対照表の3ページをお開きください。

1点目は、別表第1中、山春コミュニティセンターの所在地に誤りがありましたので、「うきは市浮羽町山北783番地」を「うきは市浮羽町山北783番地69」とするものでございます。

また、同じく別表第1中、吉井コミュニティセンターを新年度より新生涯学習センター施設内に移転させる予定でありますことから、所在地を変更するものでございます。

続いて、4ページをお開きください。

2点目は、別表第2中、大石コミュニティセンターが平成29年度、事務室拡張工事により第2和室を廃止したため抹消すること。また、第1和室を畳敷きからカーペット張りへと改装したため、多目的室と名称変更すること。妹川コミュニティセンターが平成26年度に和室を事務室に改装したため抹消すること。同じく、小塩コミュニティセンターが平成25年度に第2和室を事務室に改装したため抹消し、あわせて和室が1つとなるため、「第1」の文言を削除すること。そして今回新築される吉井コミュニティセンター内に4つの交流室が設置されることと、これまでの改修工事等を踏まえ、実態にあわせて改正するものでございます。

最後に3点目は、別表第3中、第16条関係とありましたが、対応する条項が第17条の誤りでありましたので、これについても改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第103号うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 議案書の41ページをお開きください。

うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いた

します。

次のページ、42ページ及び別紙、条例新旧対照表の32ページをお願いいたします。

うきは市教育センター設置条例の一部を改正する条例。

うきは市教育センターの設置条例の一部を次のように改正する。第2条の表中の名称、うきは市教育センターの位置、「うきは市吉井町983番地1」を「うきは市吉井町新治316番地」に改める。これは、うきは市教育センターの移転に伴い住所変更を行うものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第104号うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議案書43ページをお願いいたします。

うきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、次ページ、44ページをお開き願いたいと思います。それから、新旧対照表につきましては33ページとなります。

うきは市消防団組織については、平成29年1月31日付で提出されましたうきは市行政改革推進委員会答申において、市の消防団については、現行の条例定数を見直すとともに、分団の配置、定員、車両数も含め縮小を検討すること等の内容の答申を受けておりました。このことを受け、平成29年5月9日に、市長から消防委員会に諮問を行い、消防委員会では計8回の委員会を開催し、さまざまな点から審議いただき、平成30年5月22日に答申書が提出されました。

答申書では、消防団員定員数の削減、分団の統合、消防詰所等の統廃合、消防車両の削減内容が具体的に示されております。市といたしましては、消防団や削減対象となる地域の自治協議会及び区長と協議を重ね、地域の実情や近年頻発する災害に対する対応等を考慮した結果、条例第2条中の消防団員の定員数を現行の「520人」から「500人」と改正するものでございます。なお、消防詰所等の統廃合や消防車両の削減については、事前に御説明した内容で実施していく予定であります。

また、第3条の改正は、うきは市が副団長は市長が任命と定めているものを消防組織法が消防団長以外の消防団員は市町村長の承認を得て消防団長が任命するとされていることから、任命権者を変更するものです。

最後に、附則のただし書きについてですが、第2条に係る消防団員の定員数については、現実的に消防団員がいますので、順次3年間で削減をしながら、平成34年4月1日から500人とする趣旨でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

44ページに消防団の定員の数が上がっておりますが、これに伴う予算措置というのはなされているのでしょうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 31年度予算から人員、それから車両、そういった部分については減少分を予算反映させていくところで考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。3番、佐藤議員。

○議員（3番 佐藤 裕宣君） 改正案の第3条、消防団長は、消防団の推薦に基づきとありますが、この消防団の推薦に基づきというところをちょっと具体的をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 消防団の推薦ということでございますので、消防団のほうから具体的な団長、副団長の候補者のお名前をいただいて、その上で市長の承認をいただいた上で正式に任命をしていくという流れでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 二、三点、お尋ねをしたいと思います。

まず、組織表では、もうこの副団長の改正が、今、行われていますけど、もう長年あれで来てますよね、私も承知をしておりましたけど。法にどうのこうのということはないというふうに思っておりましたんですが、これはもう合併前からの引き継ぎですね。合併のときに、その辺を修正しとけばよかったんだなと思うんですが、それは結構ですが。

1点は、附則のただし書き、520人を500人にする。これは3年という期間を要するというのが、ちょっとどういう期間なのか。お聞きするに、いろいろ消防団の内容については団員確保の問題が、もうとうとうと全国的にですね、国を挙げてやっていることでもございます。でも現実的に、20人という数字は現実的にも即、経過措置というか、1年でも十分改正する、その3年置くというのがどういうことなのかをまずお聞きしたいと思います。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 今回の消防団員定員数の削減につきましては、全市的なも

のではございませんで、限られた分団で行うことと予定をしております。

その中でも、詰所の統合の問題が1分団ございます。したがって、その詰所の統合を、2つを1つにしていくわけですけれども、3年以内に計画をしております、そのこととあわせて削減を行っていくという趣旨でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） はい、わかりました。この改正については、答申を受けて一部変更もございましたけども、異論はありません。

ただ、これは総務産業委員会のほうに付託をされるだろうと思うんですが、ぜひ御検討いただくというよりも、皆さんからこの消防団に関しては、団員の確保の問題というのが、もう常に論議をされております。それで、やはり懸念するのは、皆さんからの話に加えて、きょうの一般質問で3番議員の質問の中でも、コミュニティーの話が出てきました。瀧内課長のほうが、いわゆる市民協働参画推進のかなめでもあります。

この消防防災というのは、いわゆる、ここで条例に、うきは市協働まちづくり条例という崇高な理念がうたっております。このうきは市を将来に発展させていくかという根源は、この条例に基づくということは、もう皆さん疑いのないところでございます。しかしながら全国的とはいえど、やはり消防団員の確保が、例えば御幸なり吉井の町なかだけの話が、もう末端の校区にも現実的に広がっています。これも御承知だというふうに思います。こういう1つの人事組織は、それから詰所の統廃合についても、もうこれはこれで結構です。

大事なことは、今どういうことが市民の中で現実的に言われているかということ、我が息子を消防団にはやりたくないというお母さんの声が現実的に私の身の回りに出てきましたもんですからね。そして御幸地区の議員なりに話聞くと、さらにもう以前からの現実です。そこをお尋ねすると、消防団のイメージが、旧来、昔から酒飲みばかりと。今の団員は、ほとんど酒を飲まないんですね。ところが、そういう印象がいまだに根強く、特にお母さんあたりに強い。だから、そのあたりだけじゃなくして、仕事があるからそんなことはもうさせたくない。行事が多い、いろいろあることは皆さん御承知のとおりであります。

だから、この整備とあわせてやるべきことは、その辺の住民の皆さんに、やはり市の協働まちづくり、協働参画、ここを課長のところがしっかり、いろんな場を通じ、皆さんにこの誤解を解かしていくことも非常に重要な仕事と思うんですよ。これをやはり地域も、まずは市全体がそれに取り組まないと、ただ物理的なものを整備しても何も変わらない。各団員に定数はありますけども、言葉悪いけども、もう実在しないような——名前だけで、これもまた3番議員から、6月議会だったと思うんですけど、退職金も全く、名前だけ貸して退職金をもらう問題もありました。いろんなものが実際あるんですね。それも承知していると思います。

言わんとすることは、やはり市民協働参画、コミュニティーの根源である防災で、お互いが互助の精神を持ってやる方向で、やっぱり全体で展開していかん限りは、これだけ扱ってもほとんど意味はないというふうに思いますので、ぜひ総務産業のほうでまた議論いただきたいと思います、その辺を提案させていただきたいと思いますので、何かあったら御答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議員のほうから御指摘いただいた部分については、十分承知をしているところでございます。

今回の条例改正が定員数の削減ということでございますけれども、やはり今、最大の問題となっております団員の確保、ここについてはまた違った面での御指摘のように、地域のコミュニティー、そういった非常にほかの要素もあるというふうに考えているところでございます。この間、消防団のほうも、行事の見直し等々を行いながら、それから祝日での行事といったような形での改革は行ってきておりますけれども、さらに消防団の内部の協議も進めていきたいと思っております。

さらには、コミュニティーの関係でございますが、やはり地域で防災、それを助け合い、支え合いの観点で、やっぱり消防組織を支えていただく、そのためのコミュニティーづくり、これについても十分御意見を承りながら、自治協議会とも相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第83号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

なお、給与等及び財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書についての説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） おはようございます。

それでは、平成30年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第83号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,548万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億311万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成30年12月7日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございます。次の4件を追加しております。いずれも今回の補正予算で歳出予算を計上させていただくものですが、平成31年度にわたる契約を要することから、繰越明許費を設定するものでございます。

まず、2款1項、人事管理費の会計年度任用職員制度導入支援業務委託料として216万円を計上しております。平成32年度からの制度導入に備えて実施をするものでございます。

次に、2款1項、庁舎管理費の西別館空調改修工事等として5,223万7,000円を計上しております。冷暖房切りかえ時期であります来年3月から5月にかけて事業を行うものであります。

次に、3款2項、民間保育所運営費の保育所等整備事業費補助金（保育所分）としまして1億8,937万8,000円を計上しております。認定こども園遊林愛児園の園舎建てかえに伴う補助金としまして、歳出予算に2億1,471万6,000円を計上しております。そのうち繰越明許費に計上しました1億8,937万8,000円が保育所部分の補助金ということになります。残り2,533万8,000円は、幼稚園部分の補助金となります。幼稚園部分の補助金については、国の認定こども園施設整備交付金が財源になっておりますが、この交付金については繰り越しが認められておりません。平成30年度支払い分のみを歳出予算には計上し、平成31年度分として必要になる金額については、次のページの債務負担行為で計上をさせていただいておるところでございます。保育所部分の補助金については、県の補助金が財源となっております、繰り越しが可能なことから、この部分を繰越明許費として設定をしておるところでございます。

次に、10款2項、小学校営繕費の小学校空調設備設置工事等としまして2億6,997万2,000円を計上しております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正であります。次の5件を追加しております。

まず、保育所等整備事業費補助金（幼稚園分）でございます。先ほど繰越明許費で説明した理由によりまして5,912万5,000円を平成31年度支払い分として計上するものでございます。

次に、保健情報システム構築費としまして、平成35年度までに2,086万2,000円を計上しております。現在のシステムの保守業務が平成31年3月に終了しますことから、今年度中に覚書を取り交わし、システムの構築を進めてまいります。支払いは平成31年度からで、システム構築費のほかクラウドシステム利用料、システム保守費用などを含めた額になっております。

次に、ホテルの里広場指定管理料で、平成33年度までに153万7,000円を計上しております。現在、小塩地区自治協議会が指定管理を行っているものですが、本年度末に期間満了となることから、新たに3カ年の指定管理を行うものでございます。

次に、長岩公園交流促進センター指定管理料で、平成33年度までに504万円を計上しております。現在は、レストランの運營業務など一部を委託契約としておりますが、事業者を公募の上、新たに平成31年度から3カ年の指定管理を行うものでございます。

最後に、久留米・うきは工業用地公共施設整備負担金です。事業期間の延長、事業費の増額によりまして、新たに平成31年度から平成34年度までに4億2,989万5,000円の負担金が生じるものでございます。最終年度に確定精算金が発生をする可能性があり、協定書にもその旨、表記することから、限度額については「及び全体工事完了後の確定精算金相当額」という表記になっております。

続いて、10ページをお願いいたします。

第4表、地方債補正でございます。変更分として5件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1件目が合併特例事業で8,670万円を増額して、限度額を14億1,460万円とするものです。

次に、一般補助施設整備等事業で630万円を増額して、限度額を1,470万円とするものです。

次に、公共事業等債で3,740万円を減額して、限度額を7,850万円とするものです。

次に、辺地対策事業で190万円を減額して、限度額を7,170万円とするものです。

最後に、学校教育施設等整備事業で1億6,650万円を増額して、限度額を2億1,970万円とするものでございます。増減の内容につきましては、歳入、21款市債で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 9ページの長岩公園の指定管理についてお伺いします。

公募で何件の公募があったのか。

それと、3年で504万円の根拠、これをお聞きしたいと思います。

それと、補助金が出て返済はどのくらいあと残っているのか、年数をちょっとお伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 3点、御質問いただいたかと思えます。

まず、1点目ですが、公募につきましてはまだ行っておりませんで、これから1月に入りまして実施をする予定でございますが、今、問い合わせとして指定管理をしたいという方が来られているような状況でございます。

2点目の指定管理料の根拠でございます。こちらにつきましては、現状、指定管理ができておりませんで、維持にかかっている金額というもののなかで光熱水費、修繕費、水質検査費、タンク清掃費、浄化槽点検、そういったようなものでかかっているものを基礎としまして、それよりも若干安い金額で算出をしております。

3点目の御質問については、補助金の、済みません、使って、まだ耐用年数が残っているかどうかという質問ですよね。耐用年数については、平成34年度まで残っているということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと関連ですけどね、今まで、この四季の舎「ながいわ」ですね、これだけの施設をほとんど活用がされていないという認識です。今まで直営でやってきましたですね、レストランの。そして今回は指定管理ということに切りかわっていくということですが、これはそういう、さっきちらっと言っていましたけど、公募の可能性が出てきたから指定管理にするのか、その辺の状況を教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員御指摘のとおり、指定管理に応募したいという方が、今、出てきておりますので、こういったことで金額を上げさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そういうことだと思うんですけど、ただ、あれだけの資産をどう生かすのかという視点がないまま公募に応募してくる人がおるであろうということでの単なるそういうこととしか聞こえません。やはり浮羽町時代にあれだけの施設をつくって、いろいろ問題もあったことも承知をいたしております。これをどうか生かすほうの話は聞こえてくる。ただ、指定管理の応募する人がいたからそうするという、これはもう総務産業委員会のほうで検討されると思えますけどね。その辺は、うきはブランド推進課が所管のようですけど、もう少し腰を入れてやらないと、もう奥のほうにはつづら山荘もありますし、あそこを通過つづら山荘へ行き

ますと、ここはもうどうなるとやろかというのが、いつも皆さん言われながら、ここ数年、直営のレストランと、これが本当に機能しよったのかどうか、それもよくわかりませんし、皆さんの認識からも消え去るような感じで、債務負担行為に上がってきたからこういうことになるんですけど。ぜひ、その辺の今後の見解をひとつ、よかったら市長からもお願いしたいんですけど。市長が助役時代に懸命になられた施設だとも思うんですが、いかがでございましょう。非常に大事な宝と思うんですけども、こういう状況です。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） この施設については、さまざまないきさつがあったというふうに承知しております。もともと鑓水町長時代に合所ダムのつり橋の構想があったんですが、鑓水町長から堀町長に切りかえる際、その話が取りやめとなりました。そのとき既に、農林水産省の構造改善事業の補助金が、要するに内々示があつた関係上、どうしてもその事業をやらなくては行けないという話で、長岩の公園事業が出たと、このように承知をしております。なかなかこれまでうまく機能していなかったし、私の時代になっても直営の業務委託から一時指定管理に変え、そしてまた業務委託に戻し、さらに今回、指定管理ということで、二転三転して今日まで来ております。

しかし、この一帯は、今、文化的景観の取り決めも進めさせていただいていますように、本当に風光明媚なところで、都市部の皆さんの評価も高いものがあります。私としては、つづら山荘と、この長岩とをセットで、しっかりした地域振興をやらなくては行けないのではないかと、このように考えております。

特に、つづら地区については全国棚田百選、百選といっても138の選定がなされているんですが、唯一、つづら棚田だけが棚田の上に集落がある。ほとんど棚田の下に集落なんですね。江戸時代につくられた棚田ですから、例えば収穫期になりますと、空かごをしょって、きつい上り道を行って、荷物を詰めて下り坂を利用してやる。こういう関係がほとんどなんですが、全国、つづらだけは真逆でございまして、東京の先生あたりから、このつづらの集落については大切にしてほしいということを再三御指摘をいただいてきております。そういうことも兼ね備えて、このつづら山荘と長岩公園をセットにして、しっかりもう一度チャレンジして活性化に取り組んでいきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ぜひ、私もあれをもう、あの建物の構造から非常にうきはを象徴するような見事な建物だと思いますし、やっぱりふるさとの憧れの1つの品格を持った施設だというふうに思っております。つづらの話は中野委員長からも聞いて、もう今、つづらは1世帯のみになったという話と、つづら山荘で指定管理でやっている皆さんなんか上ったのも大変御

苦勞している話も聞いております。

そこで、1週間ぐらい前の農業新聞に、今、国会のほうの議員提案で、棚田の法案を保全管理・振興する議案を次の通常国会に出すという話もありますので、そういうことも踏まえて、これはもう要望になりますけど、いかに市長が答弁なさったように、生かしていくかということをやっぱり市の職員のみならず、英知を出して、つづらとセットという話でございますので、今は棚田もオーナーの方々が来てやっているように見えるけども、実はいろいろあそこを保全するのも維持管理するのも大変なことの話も聞きますので、何とか1つのうきはの象徴として生かしていくように希望して終わらせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関する総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 総務課の田箆でございます。私からは、職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。補正予算書の57ページをお開き願ひます。

特別職の給与費明細書により説明をさせていただきます。

下段、比較の欄の期末手当において、長等33万8,000円、教育長13万9,000円の増額となっております。議会初日に議決いただきました議案第99号のうきは市特別職の条例の一部改正に伴い、人事院勧告等を踏まえた期末手当の支給率引き上げによる増額でございます。共済費につきましても、同様の理由により、長等8,000円、教育長2,000円の増額となっております。議員の期末手当につきましては、1款議会費の予算説明時に議会事務局長より行います。

続いて、58ページをお願いいたします。

議案第100号のうきは市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、人事院勧告等を踏まえた月額給与と勤勉手当の引き上げ及び人事異動等による人件費の補正でございます。

職員の人件費の補正について説明させていただきます。比較の欄でございますが、給与費につきまして、給料で667万2,000円、職員手当で235万1,000円、計902万3,000円の減額となっております。退職手当負担金につきましては、退職者の状況等踏まえ246万8,000円の減額となっております。共済費につきましては、給与改定及び追加費用の決定に伴い996万8,000円の減額となり、合計で2,145万9,000円の減額となっております。

給与改定に伴う職員の人件費への影響額でございますが、一般会計合計で665万8,000円の増額、それ以外の人事異動等に伴うものが2,811万7,000円の減額を見込

んでおりますが、人事異動等に伴うものが2,811万7,000円の減額となった理由といたしましては、育児休業者や予期せぬ退職者が出てきたことで、一般会計におきましては職員がことし4月より6名欠員状態となっております。10月1日に新規採用により、採用は7名でございましたけど、一般会計におきましては6名の職員を補充いたしたところでございます。その間、4月から9月までの6カ月間の人件費が不用となったことが減額の主な要因でございます。給与改定に伴う増額と人事異動等に伴う減額を合わせますと、合計欄に記載しております2,145万9,000円の減額補正を計上しているところでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりましたが、給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後に質疑のほどをよろしく願いいたします。

次に、1款1項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（石井 良忠君） 議会事務局長の石井でございます。

それでは、補正予算書の29ページをお開きください。

1款1項1目議会費、3節職員手当等の中の議員期末手当の補正181万8,000円の減額についてですが、内訳として2件ございます。

1つ目が、本年6月の期末手当において、改選により新たに議員になられた5名の方の支給額が、条例の規定に基づき在職の期間率3カ月未満、100分の30が適用され、3割支給ということになりましたので、7割分の不用額209万1,900円の減額です。

2つ目が、今回の議員報酬に関する条例の一部改正に伴う12月期末勤勉手当0.05月の増額分27万3,700円です。これを相殺いたしまして181万8,000円を減額補正するものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 30ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、13節委託料でございます。会計年度任用職員制度導入支援業務委託料216万円でございます。この会計年度任用職員制度につきましては、国が求める同一労働同一賃金の原則のもと、平成32年4月より会計年度任用職員に該当する非正規職員に対し、各種手当の支給を可能にするものでございます。

制度導入に向けましては、現在の臨時職員、嘱託職員の実態把握とともに、新制度への運用方針を策定することが求められておりますが、先行事例や情報も少ない状況でございます。また、制度導入に当たり、来年の9月議会での条例化に向け、関連する要綱等の整備と関係する既存の条例及び規則、要綱の改正も必要となっております。あわせて、新制度導入移行に伴い、任用手続の明確、課題整理、正規職員の臨時・嘱託職員に対する新制度への理解促進など、スムーズに新制度に移行させる必要があることから、導入支援業務に係る委託料をお願いするものでございます。なお、この導入支援業務は来年度にまたがることで、あわせて繰越明許費の設定も行わせていただいております。

続きまして、2款1項5目庁舎管理費でございます。4,942万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、11節需用費を125万円の減額をしております。これにつきましては、電力需給入札等に伴い、本庁舎及び庁舎西別館の電気料が見直されたことにより、光熱水費125万円減額するものでございます。

次に、15節工事請負費でございます。西別館空調改修工事5,067万1,000円の増額でございます。西別館空調設備は設置当初から24年が経過し、耐用年数を既に超え、老朽化が進んでいる状況でございます。昨年夏はトラブルが数回発生し、冷暖房の切りかえができない事態になる可能性があるとの業者からの指摘もあっているところでございます。今年度の当初予算で、本工事に係る実施設計を行い、このたび空調改修に係る工事費を計上させていただきました。工事実施に当たりまして、住民健診、乳幼児健診等に影響が出ないように、冷暖房を必要としない3月から5月にかけて実施する予定としておりますので、あわせて繰越明許費の設定も行わせていただいております。

以上です。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 7目財政調整基金費でございます。25節積立金2,727万円の増額になります。そのうち基金運用利息額の確定によるものは110万7,000円の減額になっております。それ以外の主な増額の要因を御説明しますと、まず債券の売却益として458万3,000円が含まれております。

次に、公共施設等整備基金1,791万7,000円のうち1,480万円は、浮羽老人ホーム組合の財産処分精算額に相当する積み立てになっております。精算額は、土地の価格が建物の解体積算額を下回るため1,480万円のマイナス精算になっております。そのうち久留米市負担分として554万1,000円を歳入予算で受け入れますので、将来的な負担分をあらかじめ基金に積み立てておくという意味で1,480万円を基金に積み立てをするものでございます。

ふるさと・まごころ基金につきましては、29年度のふるさと納税の確定に伴いまして884万3,000円を増額をしておるところでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 続きまして、8目企画費でございます。こちらは、補正額2,768万3,000円でございます。内訳が、記念品代2,250万円、その他手数料518万円ということで、これはふるさと納税が、今いろんな報道にもありますが、各自治体ほとんどふえているところでございますが、うきは市においても例外ではなく、今年度当初予算で大体2億6,000万円を予定していたものが、およそ4,500万円の増額になるのではないかと見込まれていることから、それに伴う記念品代及び手数料を増額補正するものでございます。

手数料は、これ何かと申しますと、大体ほとんどがネットを通じての申し込みでございます、そういったネットの関係の、楽天だとかふるなび、そういった関連サイトへの手数料としてお支払いする部分でございます。

以上です。

○総務課長（田籠 正規君） 続きまして、2款1項11目電子計算処理費でございます。800万円の減額補正を行っております。15節工事請負費、地域情報通信基盤整備工事費を800万円減額しております。理由といたしまして、うきはの森ケーブルテレビヘッドエンド交換工事の入札減等による減額補正でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ちょっと確認です。1目の委託料、会計年度任用職員、2020年からの導入になりますが、ここはどういうところに委託するのか教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 想定される委託先でございますけど、うちのほうのいろんな法令等を扱っております、例えばぎょうせいとか第一法規とか、そういう部分の業者が想定されるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 31ページ、電子計算処理費の中の、先ほどうきはの森テレビのことがありましたので、このうきはの森テレビについて二、三お尋ねいたします。

現状、何件がこのうきはの森テレビを利用されてあるのか。それから、このうきはの森テレビを、例えば全市に広げるためには、どのぐらいの費用がかかるのか。その2点についてお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） まず、うきはの森ケーブルテレビの組合員の数でございます。ことしの4月末現在で576件となっております。

それと2つ目の御質問で、うきは市全部に光を配置したらということでございますけど、今回のこの姫治地区の光ファイバーの施設でございますけど、山間部につきましてはテレビの電波が届かないということを理由に、姫治地区においては光ファイバーを使ったテレビの共同受信施設として整備を行っておるものでございまして、全市に対するその利用とかは想定してないところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明をお願いします。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 予算書36ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料1,045万7,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金返還金3万3,000円、過年度臨時福祉給付金事業費返還金268万8,000円、過年度臨時福祉給付金事務費返還金423万9,000円、過年度我が事丸ごとの地域づくり推進事業補助金返還金349万7,000円の各増額補正でございます。

この我が事丸ごとに関しましては、担当職員の公募を行いましたけれども、人材の確保ができませんでした。このため、既存の職員が兼務をしたため人件費が抑えられたものでございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 3款1項2目国民年金事務費でございます。91万8,000円の増額補正となります。内訳といたしまして、13節の委託料ということになりま

す。国民年金システム改修委託料という部分です。4月から施行されます国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除対応にするものでございます。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

3目老人福祉費、23節償還金1,000円の増額補正です。過年度高齢者社会活動推進等事業費補助金の返還金でございます。平成29年度の福岡県からの当該補助金につきまして、1,000円未満を切り捨てて受け入れるべきところを誤って1,000円未満を切り上げて受け入れを行っていたため、その差額の1,000円を福岡県のほうへ返還するものでございます。

以上です。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、4目社会福祉施設費、11節需用費、燃料費96万円の増額補正でございます。市役所西別館の空調設備及び温泉ボイラー設備の燃料となります灯油の価格上昇及び夏場の猛暑によりまして、使用時間が増加したための増額補正でございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 続きまして、6目重度障害者医療対策費でございます。160万7,000円の増額補正でございます。23節の償還金、利子及び割引料ということでございますが、こちらにつきましては重度障害者の分の平成29年度精算による県への補助金の返還ということになります。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、7目障害者対策費、20節扶助費1,615万3,000円の増額補正でございます。

23節償還金、利子及び割引料。内訳としまして、過年度障害者医療費（更生医療）国庫負担金返還金386万8,000円。続きまして、過年度障害者医療費（更生医療）県費負担金返還金193万4,000円、過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金1,747万6,000円、過年度障害者自立支援給付費県費負担金返還金873万8,000円、過年度障害児通所支援給付費等国庫負担金返還金14万5,000円、過年度障害児通所支援給付費等県費負担金返還金7万3,000円でございます。

○保健課長（原 廣正君） 続きまして、9目地域支援事業費、13節委託料365万6,000円の増額補正です。内訳といたしまして、まず配食サービス事業委託料325万6,000円の増額でございます。当初予算で年間3万7,000食分の予算を計上しておりましたけれども、利用者数の増によりまして4,400食分を増額するものでございます。

続きまして、認知症初期集中支援チーム事業委託料60万円の減額でございます。当該事業につきましては、昨年6月から医療法人筑後吉井こころホスピタルに業務委託を行っているものでございますが、当初の支出予定額を下回る見込みであるため減額をするものでございます。

3点目、高齢者生きがい活動促進事業委託料100万円の増額でございます。この事業につき

ましては、厚生労働省の補助事業で、高齢者みずからが介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を行う団体を立ち上げる場合に、国がその初年度の設備、整備に必要な経費の助成を行うものでございます。当該事業につきましては、昨年度は大石地区の大石きずなクラブに対しまして助成が行われております。今年度も、再度、うきは市のほうが申請をいたしました結果、採択がなされまして、今年度につきましては江南地区において生活支援サービスの提供を予定しております住民主体の協議体「かたらんね～江南」のほうが、地域の高齢者の移動支援を行うために使用する車両、軽自動車の購入費に充てられる予定となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 済みません、この間も1回質問したと思うんですけど、この返還金というのがよくわかんなくてですね、特にほとんどが返還金になっておりますので、一、二点だけ。

7目の23節のところの額が大きいから、過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金1,747万6,000円と、その下の873万8,000円というのは、非常にちょっと額が多い。これは何か事業をして、全くしなかったもので全て返還するのか、いやいや、残ったお金を返還するのか、何かよくわかんないもので、ちょっとそこの説明をしていただければ。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） この後も返還金、出てまいりますけれども、前年度の実績により、例えば今年度、30年度であれば、前年度の実績と、それからいろんな法改正とかを含めまして、翌年度当初予算の際にはそういうところを勘案して当初予算を組むわけですけれども、当然、若干多目に予算は組んでおります。その結果、ここに出ております返還金につきましては、平成29年度分の県費、国庫をいただいて、29年度について精算を行いました。その精算の実績報告に基づいて精算を行いましたので、その差額があれば当然返還。実際、途中で給付費等不足することになれば大変なことになりますので、若干多目に要求をしておりますので、その実績に基づいてのそれぞれ返還金ということになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 補足の説明をさせていただきます。

議員から御指摘があった障害者の自立支援給付費国庫・県費負担金の関係で申し上げますと、これは、うきは市の歳出の扶助費に対して国が2分の1、県が4分の1負担をしますよということとで財源補填がされている分になります。この申請というのが、29年度の申請をしたのが

12月です。12月に変更交付申請ということで、それ以降、3月までのその支払い分を見込みを立てて申請をするわけです。それに対して、29年度の国・県の補助金が、負担金が決定されるわけですね。でも実際、扶助費がそこまで伸びなかった、補助金だけはもらっておった。ですので、それを翌年度お返ししますというようなことになります。

この障害者福祉サービスに関しては、一月の支払い額が五、六千万円になっています。五、六千万円のうち、今回、返還する金額としては2,600万円ほどになっているんですけども、月に五、六千万円の費用の発生がありますので、どうしてもこういう金額は返還金として毎年生じてくるというようなことになっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、38ページお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料345万8,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度母子家庭等日常生活支援事業費県費補助金返還金8万8,000円、過年度自立支援教育訓練費国庫補助金返還金4万7,000円、過年度高等技能訓練促進給付国庫補助金返還金90万円、過年度子ども・子育て支援交付金返還金242万3,000円です。この過年度子ども・子育て支援交付金につきましては、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等に係ります交付金の返還金でございます。

続きまして、2目児童措置費、20節扶助費3,000万円の減額補正でございます。内訳としまして、児童扶養手当1,000万円、児童手当2,000万円の減額でございます。いずれも平成30年度の実績見込みに伴う減額でございますが、昨年度は3月議会におきまして減額補正を行っておりましたが、今年度につきましては12月補正で減額補正を行ったものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料24万9,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金22万9,000円、過年度児童手当費国庫負担金返還金2万円でございます。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 続きまして、3目子ども医療対策費でございます。12万6,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、23節の償還金、利子及び割引料になります。こちらにつきましては、過年度の療育医療の国県の負担金の返還金ということになります。12万6,000円の内訳は、国が5万4,000円、県が7万2,000円ということになります。

続きまして、4目ひとり親家庭等医療対策費31万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましても、23節の償還金、利子及び割引料ということで、ひとり親家庭に対する医療対策費の補助金の返還ということになります。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、5目民間保育所費、19節負担金、補助及び交付金、保育所等整備事業費補助金2億1,471万6,000円の増額補正でございます。遊林愛児園の園舎建てかえに伴いまして補助額を増額補正するものでございます。3月補正で2億4,592万5,000円を計上し、議決をいただきまして、その後、市が入札を代行いたしました。が、予定価格が合わずに入札不調となり減額補正をさせていただいております。その後、30年度に基準額の見直しと設計の見直しが行われたことによるものでございます。

続きまして、6目、共済費、社会保険料299万2,000円の減額補正でございます。

続いて、7節賃金、嘱託保育士等賃金1,632万2,000円の減額補正でございます。共済費、賃金ともに、当初見込んでおりました嘱託保育士と代替保育士の差による減額でございます。

11節需用費266万6,000円の減額補正でございます。内訳としまして、消耗品費19万9,000円、賄材料費246万7,000円でございます。賄材料費につきましては、保育所の児童数見込み数減によります減額補正でございます。

13節委託料、設計監理委託料133万2,000円の減額補正でございます。当初予定しておりました保育園2カ所の工事につきまして、緊急の工事を優先しましたために減額するものでございます。当初予定の2カ所につきましては、当初予算に改めて計上を予定しております。

続きまして、9目放課後児童対策費、23節償還金、利子及び割引料166万2,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度放課後児童健全育成事業費県費補助金返還金135万5,000円、過年度放課後児童クラブ利用料減免事業補助金返還金30万7,000円でございます。

続きまして、10目地域子育て支援費、19節負担金、補助及び交付金、地域子育て支援拠点事業費補助金12万7,000円の増額補正でございます。遊林などの子育て支援センターへの運営費補助金でございます。30年度の補助基準額が上がりましたための差額の補正でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 民間保育所費が5目でありますけれども、遊林愛児園の補助ができたということですが、その中で国・県の支出金というのが1億8,522万8,000円ありますね。これは国と県の割合はどういうふうになっておるかお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ただいまの御質問、遊林愛児園につきましては、幼稚園部分と保育所部分をあわせ持ちました認定こども園でございます。したがって、この園舎の建設に係ります補助金につきましては、この幼稚園部分が国、それから保育所部分につきましては県の補助金をそれぞれ申請することとなります。この2億1,471万6,000円の増額補正の内訳でございますが、まず幼稚園部分につきましては2,533万8,000円でございます。補助率が、国が2分の1、市が4分の1、それから事業者が4分の1でございます。保育所部分につきましては1億8,937万8,000円で、補助率につきましては県が3分の2、市が12分の1、事業者が4分の1となっております。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） それぞれの、もう国と県の1億8,500万円をはっきり言ってもらえばいいんです。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 国庫補助金が1,689万2,000円です。県補助金が1億6,833万6,000円が、歳入予算で計上しておる金額になります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 40ページをお開きください。

3款3項1目生活保護等総務費、23節償還金、利子及び割引料2,397万8,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度生活保護費国庫負担金返還金2,392万7,000円、過年度生活保護費国庫補助金返還金5万1,000円でございます。補助率は、国4分の3でございます。返還金につきましては、それぞれ生活保護費の29年度実績に伴います過払い分の返還金でございます。29年度は、生活保護費の当初の見込みに対しまして、医療扶助費、介護扶助費等は実績が比較的高く推移をいたしました。生活扶助費等、全体的に予算の範囲内でありました。昨年度が4,200万円ほどの返還金が出ましたけれども、今年度は2,300万円の返還額となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） この生活保護世帯、大体何件ぐらいですか、今。

○議長（櫛川 正男君） 梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 現在、約250弱で推移をしております。

以上であります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 41ページでございます。

3目健康増進対策費、23節10万6,000円の増額補正です。平成29年度がん健診推進事業補助金の精算に伴う返還金でございます。

以上です。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 続きまして、5目火葬場費、11節の需用費でございます。

80万円の減額補正となります。こちらは、光熱水費として電力入札による減額による80万円の減額ということになっております。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。14時50分より再開します。

午後2時36分休憩

午後2時50分再開

○議長（櫛川 正男君） 議案質疑を再開します。

ここで梶原福祉事務所長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。梶原福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 済みません。先ほどの12番、伊藤議員の御質問で、生活保護の世帯数ということでございましたが、申しわけございません、私、間違っただけで答弁してしまいました。正しくは、11月末現在298世帯、422名でございます。なお、世帯数におきましては微増が続いております。人員につきましては微減が続いております。

大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 補正予算書42ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費、19節57万5,000円の減額補正でございます。直接支払推進事業費補助金として47万円。これは水田経営安定化対策交付金の事務費としていただいているものです。システム変更に伴うパソコンの導入対応分ということで、県から補助をいただいております。全額、10分の10補助でございます。

次に、県産大豆生産拡大対策事業費補助金104万5,000円の減額でございます。これは、当初予算組んでおりましたが、県と事業主体でありますJAとの直接採択事業ということで市を経由していかなくなりましたので、全額減額するものでございます。

4目畜産費19節273万6,000円、畜産振興総合対策事業費補助金でございます。これにつきましては、県の予算枠の中で要望が多く、県の優先順位等の兼ね合いから、本年度、市に対する助成が困難ということから減額をするものでございます。また、申請者からも取り下げということで申請がなされております。

それから、5目園芸費、19節4,075万6,000円の減額補正でございます。内容としまして、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金でございます。この事業につきましては、実施した事業の入札減及び、これも県の事業要望が大変多くて、今年度うきは市における執行見込みが困難という部分の事業がありましたので、その金額を減額させていただいております。

8目農地費、19節3,550万円の減額補正でございます。県営農村総合整備事業費負担金、県営一般農道整備事業費負担金、農業水利施設保全合理化事業費負担金、それぞれ3本とも県営事業による事業を実施しているわけですが、発注を終わり、今年度の見込み事業費が一定めどがついたということで、当初予算に対する減額ということで計上をさせていただいております。

それから、県営農業農村整備事業費負担金1,200万円。これにつきましては、富永の一の瀬ため池の測量設計に係る分が200万円。実際、事業費は400万円で、負担率2分の1で200万円の増額補正でございます。

それから、浮羽町山北の日永井堰の調査測量設計費として2,000万円、負担2分の1の1,000万円、合計1,200万円の増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 2目商工業振興費でございます。こちら、補正額146万円の補正になります。こちらは、三春工業団地に立地している企業向けの、うきは市産業立地促進条例に基づく産業振興奨励金の補正額となっております。具体的には、立地企業のROKI、日本精工に対する、設備投資に係る、3年を限度としました固定資産税相当額の奨励金を支払っているわけですが、その設備投資の額が確定しましたことに伴いまして増額補正をさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 45ページでございます。

8款1項1目土木総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。440万7,000円の減額の補正でございます。内訳といたしまして、がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金495万2,000円。これは1件分の計上をしておりましたが、現時点で申請がございませんので、これを減額するものでございます。

それから、ブロック塀等撤去費補助金54万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、ことし9月、県のほうでこの危険ブロック塀解体補助要綱が制定されまして、この事業に沿いまして市のほうでも要綱を制定いたしまして、この危険ブロック塀の除却費の補助をするものでございます。事業費2分の1、上限10万9,000円で、本年度5件分を計上しておりますところでございます。財源の内訳といたしましては、国社公金45%、残り県と市のほうで、市の財源といたしましては3万円の負担というふうになっておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書46ページでございます。

8款2項3目道路新設改良費でございます。補正額300万円でございます。内訳といたしま

しては、路線数3路線におきまして物件移転の補償を増額させていただくものでございます。これにつきましては、当初予定をしておりました計画路線におきまして、補償物件等の地権者との交渉におきまして3件分の予算不足が生じておりますので、今回300万円の物件移転の補償費を計上させていただくものでございます。路線につきましては、浮羽町のほうで2路線、吉井のほうで1路線の道路改良の案件でございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書47ページ。

8款4項1目住宅管理費でございます。補正額539万3,000円でございます。15節工事請負費でございます、500万円の減額をしておるところでございます。こちらにつきましては、当初予算で福益団地の屋根の防水工事を計画しておりました。この工事につきまして、入札によります入札残を、今回、減額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 48ページをお願いします。

9款1項2目非常備消防費、14節使用料及び賃借料24万9,000円の減額補正です。本年度、福岡県消防操法大会が開催されるに当たり、事前準備、前日準備、開催日当日における選手や消防団員及び応援者の送迎用にバスを借り上げるところで予算措置をしておりましたが、前日、事前訓練の回数が減ったことや当日のバス乗車者が少なかったことから、借り上げバスの台数が減り執行残が出ましたので、減額するものでございます。

続いて、4目災害対策費です。62万3,000円の減額補正です。内訳として、9節旅費35万1,000円の減額補正です。市の総合防災訓練打合会議、土砂災害対策会議及び本年度初めて開催しました自主防災組織代表者会議の費用弁償に執行残が出ましたので減額するものです。

15節工事請負費130万円の減額補正です。防災行政無線システムの親卓装置更新工事及びJアラート受信機設備更新工事に係る入札残を減額するものです。

18節備品購入費102万8,000円の増額補正です。災害時に孤立するおそれがある山間部地域において、防災情報の伝達強化を目的とする福岡県の補助事業の交付決定がなされたので、補正をお願いするものです。具体的には、固定電話や携帯電話が不通となった場合に備え、指定避難所である妹川の尼ヶ瀬公民館、新川、田籠、小塩の各コミュニティセンターに、消防団が使用する移動系の防災無線機と無線充電用の発電機を備えつけるもので、事業費の2分の1が県から補助をされます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課でございます。50ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費でございます。11節需用費320万円の増額でございます。こちらは電気料で、電気料の入札による補正でございます。

続きまして、13節委託料497万2,000円の増額でございます。こちらは、小学校空調設備設置工事監理業務委託料でございます。12月4日に文科省より、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の内定を受けたところであります。今回の小学校空調設備設置工事監理委託料につきましては、千年、吉井、福富、江南、小塩、山春、大石、御幸小学校の8校の監理業務委託料となっております。各小学校の工事の進捗状況を監理するものです。

続きまして、15節です。工事請負費2億6,630万円の増額でございます。工事請負費の内訳は、1つ目が、千年小学校営繕工事費130万円の増額でございます。こちらにつきましては、来年度、千年小学校に視覚障害の特別学級が新設されるに当たり、教育環境設備のため、通路誘導表示設置工事を行うものです。もう一つは、小学校空調設備設置工事費2億6,500万円の増額でございます。小学校空調設備設置工事費につきましては、先ほどの13節の説明のとおり、千年、吉井、福富、江南、小塩、山春、大石、御幸小学校の8校に空調設備設置工事を行うためのものがございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） 空調工事の件ですが、これはもちろん冷暖房だろうと思うんですよね、空調という言葉ですから。それは間違いないでしょうが、今回、交付税の算定に電気代は算入されているのかなと思って、ちょっとお伺いします。

それと予算書の21ページに、ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金というのが書かれておりますが、これブロック塀の金額と空調に関する金額の内訳をお聞きしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 電気代のほうが入っているかどうかは、確認してからまた報告したいと思います。

交付内定額につきましては、ブロック塀につきまして149万円でございます。空調設備については6,599万8,000円と事務費のほうで64万7,000円。内定総額のほうが6,816万2,000円となっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鍮水議員。

○議員（7番 鍮水 英一君） もう一点、ちょっとお聞きします。これ、今の空調のときですね、9月7日に設計料として595万2,000円か、これは入っていますが、今見ると、設計委託料497万2,000円と2億6,500万円の合計だけが予算となっておりますが、その分の設計料の金額はこの補助金には対応してないんですかね。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 先ほどの質問で答えが間違っておりましたので、言い直しをします。小学校の空調設備設置工事費につきましては8,184万4,000円でございます。ブロック塀のほうにつきましては、福富小学校が105万8,000円、山春小学校分につきましては43万2,000円でございます。申しわけありません。（発言する者あり）設計料につきましては、この分には含まれておりません。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） ちょっと補足説明をさせていただきます。

設計委託料595万2,000円につきましては国庫補助事業の対象にはなりませんが、合併特例債の対象として加えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 10款3項1目学校管理費でございます。補正額70万円の減額でございます。こちらも小学校と同様、電気料の入札による減額でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 52ページをお願いいたします。

10款4項3目芸術文化振興費545万4,000円の増額でございます。こちらは、15節工事請負費、文化会館営繕工事費の増額でございます。内容といたしましては、当初予算におきまして白壁ホールの和式便器を洋式便器に取りかえる工事費用として469万9,000円を計上しているところでございます。その後、経年劣化によりトイレ個室の壁のタイルが浮いていることが判明いたしました。また、白壁ホールは築30年以上経過した建物であり、数年以内には床のタイル張りの改修等も検討しなければならない時期に来ておりますので、今回、経費削減も考慮いたしまして、床と個室壁部分の改修について増額補正を計上させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 予算のほうと全然関係ないんですけど、文化会館の営繕費ということで、あそこはよく利用させてもらっているんですけど、市のほうも行事をやっている。市外からのお客さんも駐車場を使っているんですけど、時計がいつになったら正確な時間になるのか。これは文化会館だけではなくて、野球場関係、いろいろな公共施設、時計をされているけど、市役所の前の時計は正確でございます。ほかの設置されているところが、時間がというか、時計がとまっている。これはちょっと関係ないことなんですけども、修理せんとなら、もう撤去したほうが、もう携帯電話持っていますからですね。恥ずかしい行為じゃなかろうかと思ひまして、どうせ予算があるなら、そういったところはきちっとすべきではなかろうかと思ひまして、ちょっとお知らせであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 改めて各課に確認を依頼した上で対応してまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 続きまして、10款5項2目体育施設費299万円の減額でございます。こちらは、18節備品購入費、総合体育館備品購入を行った分の減額でございます。内容といたしましては、総合体育館の備品購入として、当初1,522万4,000円を計上いたしておりましたが、入札等の事業が完了いたしましたので、残金を減額するものでございます。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） では、54ページをお開き願います。

12款1項1目元金、補正額1億5,569万3,000円の増額です。同じく2目利子1,203万8,000円の減額になります。今回、額の確定に加えまして、繰上償還に係る予算を計上しております。9月の補正予算で、決算剰余金として3億5,450万円を減債基金に積み立てておりました。これを財源としまして、元利合わせまして約1億5,600万円を繰上償還するものでございます。

55ページをお願いします。

13款1項1目特別会計操出金、補正額160万円の減額です。下水道事業特別会計操出金になります。

続きまして、56ページをお願いします。

14款1項1目予備費、補正額37万9,000円。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入になります。15ページをお開き願います。

1款1項1目市民税の個人分になります。補正額9,461万4,000円の増額になります。

同じく 2 目市民税の法人分でございます。補正額は 1,543 万円の減額になります。

次に、16 ページでございます。

1 款 2 項 1 目固定資産税、補正額は 1,831 万 2,000 円の増額になります。

17 ページでございます。

1 款 3 項 1 目軽自動車税、補正額 123 万 3,000 円の増額になります。

18 ページでございます。

1 款 4 項 1 目市たばこ税、補正額は 999 万 4,000 円の減額になります。

19 ページになります。

1 2 款 2 項 2 目民生費負担金、補正額は 170 万円の増額です。配食サービス事業費負担金は、歳出予算 3 款 1 項 9 目で計上しました配食サービス事業委託料に係る受益者負担金になります。

20 ページになります。

1 4 款 1 項 1 目民生費国庫負担金、補正額は 859 万 1,000 円の減額になります。1 節障害児施設措置費負担金は、歳出予算 3 款 1 項 7 目で計上しました障害児通所支援給付費に対する負担金になります。

2 節児童福祉費負担金につきましては、歳出予算 3 款 2 項 2 目で計上しました児童扶養手当及び児童手当の減額に伴います財源補正になります。

21 ページでございます。

1 4 款 2 項 2 目民生費国庫補助金、補正額 1,798 万 6,000 円。1 節介護保険事業費補助金 100 万円は、歳出予算 3 款 1 項 9 目で計上しました高齢者生きがい活動促進事業委託料に対する補助金になります。

2 節子ども・子育て支援交付金 9 万 4,000 円は、歳出予算 3 款 2 項 10 目で計上しました地域子育て支援拠点事業費補助金等に対する補助金になります。認定こども園施設整備交付金 1,689 万 2,000 円は、歳出予算 3 款 2 項 5 目で計上しました保育所等整備事業費補助金に対する幼稚園部分の補助金になります。

同じく 4 目土木費国庫補助金、補正額 409 万 7,000 円の減額です。1 節社会資本整備総合交付金（一般道路新設改良事業）につきましては、当初予算で歳出 7 款 1 項 2 目に計上しております久留米・うきは工業用地公共施設整備費負担金の財源の補正分になります。

2 節住宅費補助金、社会資本整備総合交付金 247 万 6,000 円の減及び防災・安全社会資本整備総合交付金 24 万 5,000 円の増は、それぞれ歳出予算 8 款 1 項 1 目で計上しました財源補正になります。

同じく 6 目教育費国庫補助金、補正額 8,333 万 4,000 円。ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特例交付金につきましては、歳出予算 10 款 2 項 1 目で計上しました小学校空調設備設置工

事費及び山春・福富小学校のブロック塀撤去に対する交付金になっております。

22ページになります。

15款1項1目民生費県負担金、補正額は70万4,000円の増額です。1節障害児施設措置費負担金403万8,000円、こちらは歳出予算3款1項7目の障害児通所支援給付に対する負担金になります。

2節児童手当費負担金333万4,000円の減につきましては、歳出予算3款2項2目で計上しました児童手当の減額に伴う財源補正になります。

23ページになります。

15款2項2目民生費県補助金、補正額1億6,843万円。地域子育て支援拠点事業費補助金7万8,000円は、歳出予算3款2項10目で計上しました地域子育て支援拠点事業費補助金等に対する補助金になります。一時預かり事業費補助金1万6,000円は、歳出予算3款2項6目で計上しております一時預かり事業に対する補助金になります。保育所等整備事業費補助金1億6,833万6,000円は、歳出予算3款2項5目で計上しました保育所等整備事業費補助金の保育所分に対する補助金ということになります。

同じく5目農林水産業費県補助金、補正額3,910万2,000円の減になります。活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金3,679万8,000円の減、こちらについては歳出予算6款1項5目で計上しました同補助金の財源補正でございます。畜産振興総合対策事業費補助金182万4,000円の減は、歳出予算6款1項4目で計上しました同補助金の財源補正になります。直接支払推進事業費補助金47万円につきましては、歳出予算6款1項3目で計上しました同補助金の財源補正ということになります。県産大豆生産拡大対策事業費補助金95万円の減につきましては、同じく歳出予算6款1項3目で計上しました同補助金の財源補正ということになっております。

同じく7目土木費県補助金、補正額108万8,000円の減でございます。がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金123万8,000円の減及びブロック塀等撤去促進事業県補助金15万円、それぞれ歳出予算8款1項1目で計上しました補助金の財源補正になります。

同じく9目消防費県補助金、補正額51万4,000円の増でございます。市町村における防災情報の伝達強化事業補助金につきましては、歳出予算9款1項4目で計上しました防災行政無線関係備品の購入に対する補助金になっております。

24ページになります。

16款1項2目利子及び配当金、補正額が347万6,000円でございます。基金運用利息額の確定及び債券売却益の発生に伴う補正で、歳出予算2款1項7目で基金に積み立てをするものでございます。

25ページになります。

17款1項2目指定寄附金、補正額4,512万6,000円。ふるさと・うきは「まごころ寄附金」が4,500万円及びうきは茶振興会からの、うきはん茶の売り上げに対する寄附金が12万6,000円になっております。12万6,000円については、歳出予算4款1項6目の食育対策費に充当をしております。

26ページになります。

18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額は8,880万7,000円の増額になります。内訳として、財政調整基金が6,700万円の減額でございます。減債基金1億5,580万7,000円になっております。減災基金の繰入金は、市債の繰上償還に充てるものになっております。

続きまして、27ページでございます。

20款5項1目雑入、補正額は64万7,000円の減額でございます。地域支援事業費交付金60万円の減額につきましては、歳出予算3款1項9目で計上しました認知症初期集中支援チーム事業委託料の減に伴います財源補正になります。保育所職員給食費負担金13万9,000円の減は、実績見込みによるもので、3款2項6目の一般保育所費に充当しておるものでございます。浮羽老人ホーム財産処分精算金554万1,000円につきましては、歳出予算の2款1項7目の公共施設等整備基金で説明をしましたが、久留米市からの負担金分ということになっております。スポーツ振興くじ助成金、実績見込みにより544万9,000円の減になっております。歳出予算は、10款5項2目のうきはアリーナ備品購入費、スポーツアイランドの改修工事に充てておるものでございます。

28ページになります。

21款1項1目総務債、補正額が5,590万円。合併特例事業債（庁舎整備事業）が4,960万円でございます。歳出予算2款1項5目で計上しました西別館空調改修工事に係る市債ということになります。一般補助施設整備等事業債（地方創生推進事業）630万円につきましては、9月の補正予算に計上しました「うきは」まるごとサテライトワーク推進事業に係る市債になっております。

同じく2目農林水産業債、補正額3,740万円の減につきましては、公共事業等債（県営土地改良事業）については歳出予算6款1項8目で計上しました県営農村総合整備事業費負担金ほかの減に伴う財源補正になっております。

同じく3目土木債、補正額は280万円です。合併特例事業債（一般道路新設改良事業等）は、今回補正予算8款2項3目で計上しました道路新設改良事業に係る市債になっております。

5目教育債、補正額は1億9,910万円でございます。1節社会教育債の合併特例事業債

(スポーツアイランド改修事業) 380万円は、雑入で計上しましたスポーツ振興くじ助成金の減額に伴う補正になっております。

2節小学校債の学校教育施設等整備事業債1億6,650万円及び合併特例事業債(公立学校大規模改造事業)2,880万円は、歳出予算10款2項1目で計上しました小学校の空調設備設置工事及びブロック塀撤去工事に係る市債ということになっております。

7目衛生債、補正額190万円の減額です。辺地対策事業債(簡易給水施設整備事業)につきましては、元有簡易給水施設の復旧工事の財源として計上しておったものですが、起債対象とならなかったことから減額をするものでございます。

同じく、8目商工債、補正額は170万円でございます。合併特例事業債(工業団地事業)は、国庫補助金で説明をいたしました社会資本整備総合交付金186万6,000円の減額に伴う起債の補正ということになっております。

説明は以上になります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員(5番 竹永 茂美君) 幾つかお尋ねいたします。

まず、15ページ、法人税の税収が1,543万円の減というふうになっておりますが、この原因がわかっていたら教えていただきたいと思います。

次、16ページ、固定資産税の償却資産が2,206万1,000円とあっておりますが、この償却資産の内容を教えていただきたいと思います。

とりあえず2点お願いいたします。

○議長(櫛川 正男君) 山崎税務課長。

○税務課長(山崎 秀幸君) 竹永議員から2点の質問をいただきました。

まず、法人税の減収の原因ということでございますが、法人は景気の変動を非常に受けやすくなっております。法人税の課税標準となる基礎が、法人税額そのものになっておりまして、企業の業績が悪くなれば下がってくるということでございまして、当初見込んでおったよりか、この下がり幅が大きかったということで減になっているものでございます。これは毎年、法人市民税のほうは変動が大きくて、私たちもなかなかきちっと予測ができかねるといふか、大変苦慮しているところでございます。

もう一点、固定資産税のうちの償却資産の内容ですかね。償却資産というのは、機械とか施設設備関係になりまして、土地家屋以外の部分というのがわかりやすいですかね。一般的には機械とか設備関係が償却資産ということになります。こちらも見込みよりか設備投資等がふえてきまして、結果的には増額ということになっております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今、質問あったことで、さっきの繰り返しになるんですけども、改めて15ページのところの税収の状況について、個人と法人のところ。去年のところは、どちらも増額というか、そういう傾向があつて、今、課長の言葉をかりれば、企業の景気によって変わっているということでもありますけども、私がちょっと聞きたかったのは、特に個人税及び法人のところの税の制度の変更との関係はどの程度影響しているのか。というのは、数字出にくいだろうと思うんですが、それは影響していないのかどうかということをお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 申しわけありません。詳細な数字はちょっとつかんでおりませんが、基礎となる法人税自体がちょっとこの間の税制改正の中で実効税率がずっと下がってきております。だから、その分の影響は確かにあるかと思えます。今回一番大きかったのは、やっぱりうきは市内の対象となる事業所の業績が当初見込んでいたよりもちょっと落ちてきたというのが実態でございます。逆に個人のほうは、全体的に納税義務者も100人ぐらいふえておりますし、現在の好調な景気を反映しているのかなと思っております。こちらのほうは、当初の見込みよりもふえてきているということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 先ほど、歳出のところでの、たしか設備投資に対する補助金ということで上がっていました。そういう意味でも、引き続き企業が努力して、そして法人も含めて、個人の所得も含めて上がっていくように、いろんな施策をしているところであります。そういう意味では、うきは市の全体の税収の、直接入る税収等の関係で言えば、いろんな影響があるだろうなというふうに思っています。そういう点から、改めて税収の状況の変化について注視していかなければならないのかなというふうに思っております。今の質問をさせていただいたものであります。

ですので、引き続き、今回の補正予算のところをいろいろ聞いても仕方ないということで、全体の状況はまた改めて伺いたいと思いますので、今後とも引き続き注視いただければありがたいというふうに思っています。意見でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第83号の質疑を終わります。

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしています議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時40分散会
